

第499回（定例）福崎町議会会議録

令和3年9月22日（水）
午前9時30分開議

○令和3年9月22日、第499回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第6号	2番	石川治	(1) 通学路の安全対策について (2) ALTの補充について (3) GIGAスクール配布パソコンの補償について (4) もち麦栽培作付面積の拡充について
第7号	1番	三輪一朝	(1) 本町の政策・行政サービスの水準等について (2) ヤングケアラーについて
第8号	8番	宇崎壽幸	(1) 行財政改革について
第9号	12番	小林博	(1) コロナウイルス感染症対策について

- (2) 安全な町づくりについて
- (3) 福祉施策について
- (4) 山間地域での問題について
- (5) 環境問題について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
また、本日、関西テレビ放送株式会社から定期的な記録のための動画撮影の申出が出ておりますので、撮影及び録音を許可いたします。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
6番目の質問者は、石川治議員であります。
質問の項目は
1、通学路の安全対策について
2、ALTの補充について
3、GIGAスクール配布パソコンの補償について
4、もち麦栽培作付面積の拡充について
以上、石川議員。

石川 治議員 皆様、おはようございます。議席番号2番、石川治でございます。早速ですが、議長の許可をいただき、通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。初めての一般質問ということで緊張しておりますが、何とぞよろしく願いいたします。

まず1つ目、通学路の安全対策についてお尋ねします。

私は、小学校のPTA理事として1年、中学校のPTA役員、副会長、会長として7年、高校のPTA理事、副会長、会長として9年、計17年間のPTA活動をしてまいりました。その中における小中学校の8年間の活動においても、毎年、通学路の安全について、町に対する要望を上げてきました。

千葉県八街市の事故を受けるまでもなく、毎年、小中学校PTAからの通学路についてのかなりの数の要望が出ていることについて、どのように対処できているのでしょうか。最近に何か要望に応えることができた案件はあるのでしょうか。

よろしく申し上げます。

住民生活課長 通学路の交通安全対策につきましては、毎年、各小中学校から通学路の改善要望を出していただきまして、通学路安全推進会議で情報共有、改善に向けた対策の協議を行った上で、整備を行っております。

令和2年度にありました通学路交通危険箇所要望についてですが、注意看板、カーブミラー、防犯灯の設置など、役場関係の要望は31件の要望中25件は

実施をしております。それから、横断歩道、一時停止、信号など、公安委員会への要望は、16件中3件の実施をいただいているところです。

この改善要望に対する改善結果につきましては、取りまとめをいたしまして、毎年度末、町のホームページにアップしております。

石川 治議員 13件のうちの11件というところもありましたけれども、これは私ちょっとよく見てみませんでした。役場のホームページに、今年はこれだけのことができましたよというのが出ているということですか。

住民生活課長 はい、全ての要望につきまして、どういう対応をしましたということを町ホームページのほうでアップさせていただいております。

石川 治議員 ありがとうございます。

それと、今年は区長会のほうからも、八千種地区をはじめ、通学路に対する要望が出ていることについての対応について、何か可能な案件がありますでしょうか。

住民生活課長 区長会から要望のありました通学路につきましては、道路拡幅で用地確保が必要なものもあり、すぐに対応が難しいところもあります。現在、1件でも多くの要望にお応えできるよう、回答に向けて協議中でありますので、改善可能な案件をこの場でお答えすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

石川 治議員 ありがとうございます。できるだけ皆さんの要望に応えられるようによろしくお願ひしたいと思っております。

次に、ALTの補充についてお尋ねをいたします。

以前から福崎町はALT2人も契約することができており、県下でも取組においては進んでいるということをお聞きしております。

しかしながら、2人のALTの契約期間が終わった今、コロナ禍においてALTの更新ができず空白となっていることについて、どのように対処をしていくのでしょうか。

ALTに代えて、現在、日本にいるJETと契約すればいいんじゃないかなと思ひながら調べてみましたら、JETプログラム参加者というのは、外国語指導助手（ALT）、国際交流員（CIR）、スポーツ国際交流員（SEA）の3つの職種で来日します。職種にかかわらず、JET参加者が果たす役割は、地域の外国語教育の普及と国際化の推進です。ということで、ALTイコールJETということが分かった次第です。

よろしくお願ひします。

学校教育課長 新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限によりまして、ALTの来日が見送られており、現在、ALTが不在の状態であります。

ご心配をおかけしておりましたが、10月17日に1人の来日が決定しております。もう1人につきましても、11月7日に来日見込みが立っております。2人とも来日から約2週間程度の待機期間を経て、来町の予定であります。業務には、11月の上旬と下旬から就いていただく予定になっております。

石川 治議員 ありがとうございます。ALTの補充が、あと1か月先、2か月先で完了するということが分かり、ほっと一安心をしております。

ただ、1点だけお願ひがあります。一口にALTと言ひましても、かなりのなまりのある英語の方もおられます。絶対にとは言えなひでしょうけれども、できる限り、オーストラリアやアイルランドの方などは外していただくほうが、子どもたちの耳なじみのためにはよいのではないかと思ひます。

以前、アイルランドからのALTもありました。人物的には愛きょうもあつて、なじみやすく本当によい先生でしたが、何か私が聞いておりましたも、あれっ

て思うような、そういう英語やったんです。何か、まるで外国で日本人がしゃべる英語のような違和感のある英語でした。そういったところは、また十分にご検討いただきたいと思います。

続きまして、3点目の質問をさせていただきます。

G I G Aスクール配布パソコンの補償についてお尋ねをいたします。

G I G Aスクールパソコンについて、有り難いことに兵庫県では国の補助が前倒して整備が進み、姫路と同様の機種が神崎郡全町内に配付をされております。

児童生徒各人に配付したノートパソコンですが、教室内、または自宅に持ち帰ったときに、不注意により落としてしまい故障した場合の補償はどのようにするのでしょうか。教室内においては、普通に保険が利くものと思われそうですが、自宅での場合、個人賠償ということもお考えなんでしょうか。

学校教育課長 端末の故障についてであります。町が加入している共済保険は、火災や風水害による被害が対象でありまして、端末を不注意により落とした場合などの故障につきましては、教室の内外にかかわらず対象とはなっておりません。

現在のところ、故障した場合は予備機で対応することにしております。このことも含めまして、児童生徒には、端末は自分の責任で大切に扱うものであることを指導しております。

なお、今のところ、故意による補償はございません。

石川 治議員 これからちよくちよく子どもたちも持って帰ると思うんですけれども、学校配付のパソコンを自宅に持ち帰るときに、何か簡易なクッションケースとかの手配はできませんでしょうか。現状では、聞いておりましたら、ランドセルにそのままむき出しで入れているようですが、よく漫画にもありますけれども、子どもたちが下を向いて、ランドセルの蓋が開いてしまったときに落として故障の原因になるんじゃないかと思われそうですが、どのようにお考えでしょうか。

学校教育課長 学校からの持ち帰り方法を学校とも協議した結果、ランドセルの真ん中に教科書に挟んで持ち帰ることが安全と判断いたしまして、ランドセルに入れて持ち帰らせる方法を考えております。

また、採用しておりますクロームブックは、耐衝撃性があることが強みでありまして、机の上、約70センチから落としても大丈夫であるということで、この機種を導入した理由の一つでもありまして、そういうことで対応したいと思っております。

石川 治議員 それでもね、70センチから落としても大丈夫とはいうものの、それが再々あったら本当に危ないんでね、何かクッションケースみたいなものはお考えいただいたほうが、今後のためにはよろしいんじゃないかと思えます。

次に、学校配付のパソコンを自宅に持ち帰ったときに、電源のない家庭が4分の1ありますということ、前回の総務文教常任委員会でお聞きをいたしました。アンドロイドのスマホとかゲーム機に使われているC型コードであれば充電ができるようなんですが、百均にもあると思うんで、そのコードぐらいは配付できるようにはならないんでしょうか。

学校教育課長 議員おっしゃるとおり、アンドロイドのスマホとかゲーム機に使われているCタイプの電源コードでいけるんですけれども、これは、各家庭にある他のゲーム機等のものでも代用できますので、9月に入りまして実施いたしましたお試しのお持ち帰りの際に、既に多くのご家庭で、約4分の3は電源ツールがあり、充電ができる状態であるということが分かりましたので、そちらで対応していただくということをご理解をいただいております。

なお、どうしても購入が難しいというご家庭に対しましては、学校で電源キャ

ピネットについております電源コードで、持ち帰りの対応をする予定にしております。

石川 治議員 そうですね。今のお試しで持って帰っても、私が言いました4分の1ないというところと同じことを言われてましたね。4分の3はあります、同じことなんですよね。

それで、本当にコードのない方には、今、言われたように学校の充電器をもって帰る、コードを持って帰る、そして今度、それを学校に持ってきたときに、それを忘れとったらどないなるんでしょうね。

学校教育課長 学校には幾らか予備機がありますので、その予備機の電源コードをまた利用させていただいたり、学校の先生方もお持ちの分がありますから、それを使わせていただいて、急場はしのぎたいと思っております。

石川 治議員 そうしたら、今度ね、自宅に持ち帰ったときにWi-Fi環境のない家はどれくらいありますか。そのお宅には、どのように対応していく予定ですか。

今、聞いていましたら、有り難いことに高岡小学校では全家庭にWi-Fi環境が整っているということはお聞きをしております。

学校教育課長 Wi-Fi環境につきましては、高岡小学校と八千種小学校では、全家庭にWi-Fi環境が整っていることを確認しております。

整っていないご家庭につきましては、福崎小学校で9件、田原小学校で9件、福崎西中学校で3件、福崎東中学校で4件がWi-Fi環境がない状況ということをつかんでおります。

9月に入りましてのお試しのお持ち帰りなどの際に、この機会を利用して、保護者の方に、これからの学校として、日常的に端末を持ち帰って使用することも想定していることを説明いたしまして、各家庭におけるICT環境の整備を検討していただきたい旨のお願いを行っているところであります。

石川 治議員 Wi-Fi環境を整えるためにというところですけども、さきの決算審査特別委員会においても、小中学校合わせて100台のWi-Fiルーターを購入したとありました。ただ、Wi-Fiルーターがあるだけでは通用しません。Wi-Fiの契約をしようとするれば、それぞれの家庭に月額四、五千円の費用がかかるはずですが、Wi-Fi環境のない家庭、なかなかきつい家庭だと思うんですけども、これだけの毎月の費用の負担というのが、かなりきついかわかると思われますけれども、その辺は、今、課長が言われたように、環境を整えてくださいよ、だけで済む話でしょうか。

学校教育課長 Wi-Fi環境がない家庭の状況を確認させていただき段階にきていると思っております。

Wi-Fi環境を整えていただければ、この持ち帰り端末だけではなくて、高速通信環境にその家庭がなれば、いろんなほかのコンテンツも見れる状態になります。そこへ、例えば全額補助するというのは、ちょっといかがなものかという考え方もありますし、そもそも経済的に困難でないご家庭もあるとすれば、そのご家庭にはご理解をいただいて、ご家庭で直接、ご自身で引いていただくことをお願いしていくのが一番かなと思いますし、経済的に困窮がある場合は、それは就学援助などの対応のルートも、また検討したいとは考えております。

石川 治議員 これを機に不登校の家庭でもWi-Fi環境さえ整えてあげれば、学校に来なくても自宅で授業を受けることが可能となります。環境が整うまでは、保健室登校さえしていただければ、保健室のWi-Fi環境で授業を受けることは可能です。そういったところにつきましても、今後、ぜひご検討いただきたいと思っております。

続きまして、もち麦栽培作付面積の拡充についてお尋ねをいたします。

大々的に売り出している米澤モチ2号と、昨日お聞きしましたフクミファイバーとのことでもありますけれども、現在の作付面積は、令和3年度で43ヘクタール、収穫量にして77トンでした。これに対して、加東市においても、平成29年度から同様に取組を行っておられます。加東市では、キラリモチを100.1ヘクタールの作付面積、荷受け時で200トンの収穫量があり、もち麦の町加東市としてアピールし、また、福崎町と同様にもち麦レシピも募集をされているところです。同じ県内で先行していた町として、どのようにすみ分けをお考えでしょうか。

農林振興課長 加東市では、株式会社マルヤナギ小倉屋という企業が、商品名、蒸しもち麦というものに使う原料としまして、キラリモチを地域で生産していただいて、買い受けております。資本金が約1億円で、令和元年度の売上高が97億円、従業員、パート、アルバイトを含めて460人の会社となっております。

キラリモチは二条大麦で、六条の米澤2号より粒は大きくて、炊飯後に薄い褐色に変色する原因となりますプロアントシアニジンという成分が含まれていないため、麦ご飯が白いままで、色合いにも優れているということになっております。

蒸しもち麦は、そのままご飯に混ぜるだけでもち麦ご飯になります。福崎町では、このような商品は取り扱っておりません。また、もち麦の種類そのものも違いがあります。もちむぎ食品センターで、お客さんは米澤2号がいいということで買いに来られているようで、今のところ、特にすみ分けの必要性は感じておりません。また、もち麦の生産に関しましては、福崎町では奨励金としまして、米澤モチ2号に反当たり1万円をお支払いしておりますけれども、加東市では反当たり1,600円ということです。また、マルヤナギからキログラム当たり6円の奨励金が支払われているそうですけれども、反当たりの収量が200キロとしても1,200円となり、合わせて2,800円になります。

福崎町では、もち麦が健康食品として注目された平成25年頃から作付面積を増やしてきましたが、このたび、株式会社もちむぎ食品センターの決算報告書資料4ページに記載のとおり、令和3年3月末で在庫量が130トンとなりまして、先ほど議員が言われた令和3年度の77トンを合わせると、1年間寝かせるよう考慮しても、在庫管理とか生産調整が必要になってきております。また、生産者においても、作付面積を増やすよりも、適地適作で品質や収穫量の向上を図ることで取り組んでいただいているところであります。

石川 治議員 今、課長がおっしゃいましたように、期末のもち麦在庫量を調整しながら、毎年、作付面積を変えられているというようなことも決算審査特別委員会のほうではお聞きしたように思いますけれども、県内のもち麦栽培だけでも400ヘクタールの作付があり、また、福井県のはねうまもちであれば827ヘクタールの作付、茨城県のキラリモチでは300ヘクタールの作付があります。この在庫を抱えずに済む方法は、考えていけば幾らでもあると思いますので、他府県の様子もうかがいながら、もち麦の町として、もっとアピールしていくためにも、作付面積の拡充を検討することはできないのでしょうか。

農林振興課長 今、栽培しておりますもち麦生産組合、約6営農と3名の方が作付しているんですけれども、そこで収穫する量から考えますと、今まで最高で50ヘクタールぐらい作付したんですけれども、かえってほ場の管理ができなくて、収量が下がる、品質が下がるというような状況もありました。

新しくもち麦を生産される方がいればいいんですけれども、なかなかもち麦の

生産というのも技術が要る、知識が要るということで、難しいということ聞いております。

ですから、やたら面積を増やすよりも、今のところは、先ほど申し上げましたように、適地適作で品質、収穫量を上げるということで、頑張っております。

石川 治議員 なかなか作付面積の拡充が難しいということですので、あと、何をもっとPRをしていくべきかなというふうに考えていかねばならないかと思えます。

それから、「もちむぎマーチ」「もちむぎ音頭」「もちもち、むぎむぎドレミファソ」といったもち麦の歌があるというふうにPRはされているんですけども、これが町民には全く知られておりません。もっと何らかの形で広報したほうがよいと思われそうですが、どのようにお考えでしょうか。

地域振興課長 特産もち麦の宣伝・普及と町民に親しんでいただくために、平成21年度に国の補助事業を活用して作ったものでございます。現在、3曲とも町のホームページに掲載しております、試聴ができるようになっております。

もちむぎ音頭は、福崎夏まつりの盆踊りで毎年使用しておりますのでございます。

これからも、もち麦の普及PRに活用いたしますし、イベントの機会などにも使用させていただきたいと思っておりますのでございます。

石川 治議員 町のホームページだけで上げてますよじゃなしに、イベントをするたびに、何かこういうふうなものも出していただけたらと思えます。またその辺、ご検討いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、石川治議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

1、本町の政策・行政サービスの水準等について

2、ヤングケアラーについて

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 おはようございます。議席番号1番、三輪一朝でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初の質問でございます。本町の政策、また行政サービスとその水準等についてという、ちょっと大きな質問でございます。

本町が推進してまいりました政策、また行政サービスの水準は、多岐に及ぶ政策、あるいは行政サービスのうちから、特定の政策などについて、全国のトップ、あるいは最上位を目指すというものではないと思うのです。その中から、本町が取ってきた方策なんですけど、私を感じるところにおきましては、おおむね全国の自治体の平均、あるいは平均以上と思うのであります。その平均以上といいますのは、国あるいは県の施策に対しまして、町独自の上乘せの施策などもある、そういったことを感じるからであって、非常に評価をすべきところであると考えます。

しかし、先ほど申し上げましたように、平均、あるいは平均以上というところで、おおむねという言葉を用いたのですが、このおおむねということですから、一部におきましては、平均に達していないとか、あるいは、多くの小規模自治体で取り組むことができていないもの。例えば、前にも一般質問させていただきましたが、災害に対する準備の一つでありますBCP、業務継続計画ですね、自治体に大規模災害が発生した場合に役場の業務を継続する、ある

いは、復旧させる計画などを言いますが、こういったものの作成と、作成とともに必要となります訓練の実施など、そういったものが、まだこれからの取組が期待されるものであらうと感じており、こういったことを進めることによって、より一層の自治体の成熟度が高まっていくものだと期待をしております。

そして、何回も申し上げますように、本町の政策、あるいは行政サービスの水準は、おおむね平均以上であると思うのですが、住民の感じ方といいますか、訴求度はそんなに強くないというところは感じておるところであって、住民の満足度、あるいは不満度ともに、そこそこのレベルであるから、不満度ともに高くないのかなという、そんな思いもいたしております。しかしながら、自治体といたしまして、今後とも政策、あるいは行政サービスを磨き続けるということが、当然必要なことであらうと思うんです。

そういったところから質問をさせていただきます。

我が国、あるいは本町の人口が縮み、また、経済も縮み得る将来に本町が存続するといえますでしょうか、生き残ると申しませうか、いろんな要素が絡む中で、本町が取り得るべき政策、あるいは行政サービスの水準はどうあるべきであるのか。ちょっと大きな質問で申し訳ないのですが、質問させていただきます。

企画財政課長 質問議員が言われていますように、今後、日本全体として人口が減少すると分かっている時代における政策、行政サービスの水準はどうあるべきかとの質問ですが、政策や行政サービスの水準は、もちろん高いほうが住民さんの満足度も増しますので、いいことは誰しもがそう思っている。私、職員としてもそうあるべきだと思っております。

また、サービスの水準は一律に比較できないものではないかと思っております。財政規模の大きな市町と何もかも同じようなサービスを目指していますと、ほかのサービスが低下するような事態も招きかねないものではないかと思っております。

福崎町としましては、事業量や費用対効果も考慮して、いろいろと選択しながら、今、ここに、ここ福崎に住んでおられる方々へのサービスの質を上げていくべきではないかと考えております。

三輪一朝議員 昨日の一般質問におきます課長の答弁と、本日いただいた答弁、非常に合致しており、私は非常に信頼するご回答であったと思います。ありがとうございます。

そういった何でもかんでもというところも、私も感じておるところの中で、次の質問にさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、一部で取り組みたいが取り組めていないというような施策もあるということで申し上げました。そういったところの中で、あるいは、また、それが先進的であったり、そうでなかったりという、いろんな場合もあらうかと思うのですが、本町のある政策において、先進的なサービスを実施している場合、それは非常に望ましいことであらうと思うんです。職員の皆様、あるいは町長をはじめとした多くの方々のご努力によって、それは進んでいるものだらうと思うのですが。

遅れているという言葉をちょっと使わせていただきますと、先ほどのBCP、ほかの自治体もあんまり進んでいないので、遅れているともちょっと申し上げにくいのですが、本町で取り組むべきであらうと私は思っておるところで、まだ取り組んでおられないとも思っておるのですが、また、低水準にある行政サービスとか、いろいろなサービスがあらうかと思うのですが、その中で先進的な、あるいは高水準の行政サービスをしている場合、あるいは遅れている、あ

るいは低水準であるという、そういった行政サービスがある場合、双方の政策的重要な度が変わらないとした場合、本町が取り組むとした場合は、優先的にこういったところ、どちらから取り組むことになるのでしょうか。今、優先的に、先進的なものをもっと伸ばそうとするのか。そうじゃなしに、遅れている、取り組んでいないということをもうちょっと底上げするのか。財政的ないろんな要素があると思うのですが、どう捉えるべきなのか。そういったところについて、質問させていただきます。

企画財政課長 業務継続計画とかは、できておりませんが、コンビニ交付やコンビニ納付などのサービスは、遅れながらも実施しているところであります。

また、低水準にある行政サービスというのは、なかなか思い当たらないのですが、先進的なサービスというのは、ばらまきの施策ではなく、他市町よりも革新的な、先進的なサービスを既に実施しているわけでありますから、私なら、遅れている、あるいは低水準にある行政サービスが向上するように取組をいたします。

三輪一朝議員 非常に心強い発言を頂戴しました。そのように、ぜひぜひ町民のためにもよろしくお願ひしたいと思うんです。

次の質問になるのですが、これも特定ということで、あえてこういうことに絞った質問になるのですが、本町の政策であるとか、行政サービスの一つであります特定健診、国が地方自治体に受診率60%ということで目標値を示しているものです。これは健康寿命でありますとか、国保制度にも影響するということの中で、特定健診というものの、この受診率の向上について、本町におきましても、また、国におきましても重要な政策の一つであろうと感じてございます。

とは言いながら、本町は面積が狭い中で、一定の都市部分もあって、都市化が進んでいるということも言える自治体であろうと思うんです。都市化が進んでいる自治体におきましては、特定健診の受診率がおおむね低いように感じております。とは言うものの、本町よりも都市化が進展した自治体であっても60%を達成した自治体が、私が調べた限りではなかったのですが、ほぼ60%に近いような、そういった自治体もございます。

例示といたしまして、この特定健診というところにいたしましたのですが、全国的に重要であって、ほかの自治体において達成済とか、達成に近いとか、そして本町では60%について、過去の資料を見させていただいたんですが、ちょっと60という数字が見受けられなかったのですが、こういった国保なり、住民の福祉・健康・安全ということにもつながる特定健診という部分なんです、本町の取組はどうすべきなのか、どうあるべきなのか。ただ、住民の意向、また、感じ方、健康に対する思い、それぞれ違う中で、広報していく、知らせていくということは非常に難しい中、本町はどうされる、どうしていくべきなのかについてお尋ねをいたします。

企画財政課長 これも抽象的な質問で少し困りますが、例に取り上げられている特定健診受診率につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度、36.6%と低くなりましたが、令和元年度で見ますと、全国平均38.0%、兵庫県平均34.1%に対しまして、福崎町は39.4%で、国平均、県平均を上回っていますが、町独自の目標であります50%という目標には達していない状況であります。

目標を達成していないから町が頑張っていないのか、取組はどうなのかと言われてがちなのは仕方ありませんが、国保医療係、保健センターを中心に積極的に

事業を推進しています。

特定健診は平成20年度から実施していますが、平成23年度からは、各区長さんを通じて隣保へ、平成27年度からは、20歳以上の世帯員のいる世帯全戸に町ぐるみ健診申込書を兼ねた健康意向調査を郵送、また、広報ふくさき保健センターだよりや、ホームページにおいても受診を勧奨しているところでありまして、この制度の周知としましては、これ以上ないような取組をしております。最近では他市町においても全戸への郵送を実施している市町も増えてきていると聞いておるところであります。

受診率が伸び悩んでいる要因としましては、福崎町には医療機関が人口の割には多く、多くの方にかかりつけ医が浸透していること、また、対象者であるアルバイトさんなどが職場で受診されていることが少なからず要因となっているのではないかと思います。

特定健診のことを例に挙げられていましたので、この受診率を上げることが、国の重要な政策であるといかんと問わず、町が特に重きを置く施策であるならば、より多くの方に受診していただくように、対象者の皆さんの心理的な後押しを考えなければならないと考えます。

いずれにいたしましても、目標を設定しているとはいえ、数字ばかりを追い求めるのではなく、物事や事業の本質を捉えて、成果を上げていく努力を続けていくことが大事ではないかと思っております。

三輪一朝議員 とはいっても、数字で物事が言われがちな世の中です。中でも、当然努力を継続して実施をしていってほしいことは、当然熟知をしているつもりでございます。ですので、住民のより住みやすい町にという観点からで、町の努力を何も無にする、否定するものでも何でもございません。私は最初に申し上げましたように、平均、あるいは平均以上である行政サービスであるということを申し上げておりますので、それについては一層の、私も一住民ながら協力をさせていただきたく思っております。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、次の大きな質問に移らさせていただきます。ヤングケアラーということについてであります。

新聞記事がございます。これなんですけど、これは、中身は「妹の世話つらい」という大きな見出しがあって、17歳の少年が妹の世話をしていって、それで、小学校1年生の妹さんを殺めてしまったという、そういった事例の記事でございます。その中で、お母さん、5日ほど帰っていないとか、そういったところも書いてあり、滋賀県で発生した事件だそうでございます。こちらの新聞をざっと眺めると、母親は不在がちで、兄と妹だけで過ごすことが多かったと見ていると、そして、最悪の結果を防げなかったとして、滋賀県は再発防止に動いているという、そういった記事がございます。

順序が少し逆になりましたが、ヤングケアラーと申しますのは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもを言うと定義をされているようでございます。

このヤングケアラーにつきまして、本町に関係いたすところであると、文科省、あるいは厚労省が中学2年生のヤングケアラーについて、昨年12月から今年の2月ぐらいに全国的な調査を実施したようです。全国の公立中学校の約1割に当たる1,000校を、1,000の中学校ですね、これを無作為抽出により抽出して、この中学校に在籍いたします中学2年生を対象とした、全国で10万人規模の調査だったようであります。詳しい結果は、こういったと

ころとか、たくさん載っているみたいです。数字を見ると、非常に厳しく思うところもあるのですが、これも、ちょっと数字だけを申し上げますと、中学生の約5.7%がヤングケアラーであるという、そういったふうな見方をされたようです。生徒数30人のクラスであれば、1人から2人ぐらいが、このヤングケアラーに該当するであろうというような、そういったところです。

このヤングケアラーであります生徒さんへの対応は容易でないとされております。理由といたしまして、家族内のことで問題が表に出にくい、そのことから実態の把握が難しい。また、ヤングケアラーである子ども自身や、その家族がヤングケアラーという問題の認識がない。そして、もう一つには、虐待などに比べて緊急度が高くない。このことから、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる、などなどがあるようです。

そして、文科省、厚労省が行いました調査結果では、今から申し上げるようなことが見られるということで、注意を払って子どもたちを見詰める必要があるというふうな書き方になっております。列挙されておりますので、ちょっと読み上げますと、学校の出席状況は、ほとんど欠席しないが83%、そして、遅刻や早退はほとんどしないが89%、ですが、授業中に居眠りすることが多い、宿題や課題ができていないことが多い、提出しなければいけない書類が遅れることが多い、学校では独りで過ごすことが多い、などなどがあるようでございます。

以上のことから、学校で注意をすれば見つけることができるのであらうとも思うのですが、先生方にその負担がかかる可能性が特に懸念されますので、先生方の平素の観察により兆候をつかむというところについても、非常にご苦労が出てこようかというところで思うのです。

その中で、本町におきましては、今年5月に開催されたということで、第626回の教育委員会の議事録がございまして、5月14日に実施されたものでございます。ここには、本町におきまして、ヤングケアラーの調査を実施されたということで、約3行ほどにわたって記載がございまして、それを読み上げますと、「ヤングケアラーの実態調査を実施し、ヤングケアラーと思われる児童生徒は中学校で6名、小学校で1名、計7名いました」とあります。「その児童生徒を理解する、寄り添うだけでも励みになるのではないかと校長を通じて各担任にお願いしています」という、これが全文でございまして。

このことについてお尋ねをいたします。

これを調査された時期はいつであったのでしょうか。そして、調査をされた学年と申しますか、調査対象者と、その対象者の総数などはいかがだったのでしょうか。

以上でございまして。

学校教育課長 教育委員会で実施しましたのはアンケートではなく、4月に実施している家庭訪問で、生徒理解の視点で家庭の様子を伺った結果を5月上旬に取りまとめて教育委員会に報告をしたものであります。

調査対象者は小中学校の全員で、該当されると思われる児童生徒が、今おっしゃられたとおり7名いらっしゃったということでありまして。

三輪一朝議員 そうしますと、次の質問になるのですが、家庭訪問なりでの調査、結果的には調査となったということなのですが、ヤングケアラーと思われる生徒さん、あるいは児童が存在していることを事前に把握されていたのでしょうか。

学校教育課長 この文科省と厚生労働省のアンケート結果によりまして、ヤングケアラーという存在がしっかり認識できたということがございまして、それまでは把握で

きていなかったので調査したものであります。

三輪一朝議員 この文科なりの調査とはいえ、それを目を向けられて調査を行われたということは、非常に敬意に値することであろうと思うのです。

そうしますと、どんな調査、調査項目とかは、この文科の部分と重複していたり、本町独自で考えられたとか、どのような中身であったのでしょうか。

学校教育課長 調査の中身につきましては、児童生徒からの聞き取りや家庭訪問による家庭環境の実態把握によります。調査項目は、大人が担うような家事、病気や障がいがある家族の介護を日常的に行っていると思われる児童生徒といたしました。学校ですので、家庭環境については把握できておりますので、そのデータを基にピンポイント的に入っていったというところであります。

三輪一朝議員 それとですね、ヤングケアラーと特定といいますか、そうであろうということなのかもしれませんが、その生徒あるいは家庭環境と、あるいは学業との相関性なり、何らかの教育委員会、あるいは学校教育課としてつかまれたような実態は、どのようなところが想定されたのでしょうか。

学校教育課長 児童生徒が遅刻や欠席をしたり、宿題を忘れてきた際に、教員が家庭環境を把握し、教職員で共通理解をした上で指導をするのが重要なことであり、つまり、子どもの生育歴や家庭環境を理解した取組は生徒指導上不可欠であり、教育的配慮、留意の必要な生徒の共通理解として実施をいたしましたところですが、全ての生徒につきまして、いわゆる宿題などの課題忘れ、遅刻、欠席等はございませんでした。

三輪一朝議員 そうしましたら、前段にも申しました調査研究にあるような特筆すべき状況ではなかったという理解でございますね。承知いたしました。

そうしますと、文科省よりも逆に重い調査であったという、重いといいますか、重篤といいますか、そういった環境でもなかったということで、こちらの文科と比べて、非常に、言葉はよくないんですが、軽微といいますか、そういった状況であったのであろうと思います。

そうしますと、特段の対応の必要性はないという判断から、この会議録にあった、寄り添うというか、理解するという、そういった手段で十分であろうという、そういったことになったのでしょうか。

学校教育課長 議事録にあるとおり、児童生徒に寄り添うということが一番であります、今回の調査でつかめた状況が今後も続くということではないですし、児童生徒の状況は、日々教師が確認をし、微細な変化があっても、そういうヤングケアラーであるとか、昨日も出ましたいじめであるとか、総合的にそういうアンテナを持った上で見ていくというのが大事という観点であります。

三輪一朝議員 そうしましたら、児童が助けを求めにきたということでもなく、というところですが、課長からもお言葉がございましたように、アンテナを張っておきたいというところの中で、今、申しあげました助けを求めにきたであるとか、そういったことが発生した場合の対処の計画というか、予定といいますか、そういったものは練られているという理解でよろしいのでしょうか。

学校教育課長 基本的には学校全体で取り組むというところですが、当然、担任の先生だけでは気がつかないところもあるでしょうし、児童生徒がいるところには先生がいるというような形をもって、常に注意を払いながら学校生活を見守る。ヤングケアラーではないかというような兆候が見られれば、それは当然、児童生徒に直接お話し、家庭環境のバックグラウンドをしっかりとつかんで、学校の中だけでは無理な状況があれば、福祉課なり、こども家庭センターなりとつなげて、全体で対応していくということをお認識しております。

三輪一朝議員 深く対策なり、そういったところで感じ取っていただいて、先手を打っていただいているということで、非常に安心した次第であります。

今後とも、教育行政の充足といえますか、そういった細かな配慮につきましても、よろしく願いいたしまして、一般質問を終了いたします。

議長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をしたいと思います。

再開を10時40分をお願いいたします。

◇

休憩 午前10時24分

再開 午前10時38分

◇

議長 会議を再開いたします。

次、8番目の質問者は、宇崎壽幸議員であります。

質問の項目は

1、行財政改革について

以上、宇崎議員。

宇崎壽幸議員 議席番号8番、宇崎壽幸でございます。議長の許可をいただき、一般質問をします。今年最初の質問でございますので、緊張しております。

ここで議長にお願いします。全て尾崎吉晴町長への質問でございます。これまでの経緯、将来への質問でございますので、よろしくお願いします。質問は行財政改革についてであります。

令和2年度福崎町決算審査において、鳥岡照義代表監査、議会からは三輪一朝監査から審査報告を受けました。町債残高、借金は約221億円であり、財政調整基金現残高、預金は約13億900万円となっているが、令和2年度では長期借入金約9億7,000万円、返済資金不足が生じたために、一時借入が行われ、約18万円の利息が支払われている。財政調整基金残高は、県下12町の中で下から3番目であります。町の借金は、約221億円。令和2年3月31日現在、人口は1万8,945人で、1人当たり借金117万円、預金、約7万円であり、5人家族では借金600万円となります。

歳入の面においても厳しい状況が予想され、歳出面では、福崎駅周辺整備事業に係る借金の返済が控えており、また、令和10年度の稼働を目指した新たなごみ処理施設の建設に伴う分担金と公債費の増加が予想され、令和5年度では償還金の返済額が大変厳しい状況下が推移されます。

県では新知事により、最初に行財政改革に取り組むとのこと。福崎町においても、限られた財源の中、多額の地方債残高で、今後も一時借入れをして、借金と利息の返済をしなければならない状況下であり、財政を圧迫している。

今年、第6次行政改革大綱が作成されています。姫路市では健全な財政にもかかわらず、より一層の数値目標を掲げ、行政改革に取り組まれています。当町では、毎年、借金の返済で一時借入れをし、返済等に充てなければならない状況下である。このような状況の中、早急な改革が求められますが、やる気はあるのか、具体的に尾崎町長の方針をお聞きします。

町議長 町の町債残高は確認しておりますし、今後、元利償還金の返済など、厳しい財政状況が続くことは承知をしております。したがって、今年の3月に策定をいたしました第6次行政改革大綱、行政改革実施計画に基づいて、行財政運営を進めていきたいと考えております。

事業の見直しについてですが、福祉基金や農業農村活性化基金を活用しての事

業は、原資がここ数年で枯渇することになります。この基金を活用しての事業は、手広く多種多様な事業を行ってきていますので、現在の内容を精査し、公共性の高いものは、引き続き事業を実施していきたいと考えております。その他の事業につきましても同様に、必要に応じて見直しを行い、限られた財源をより有効に活用するように、事業の選択と集中による運営を進めてまいります。

宇崎壽幸議員 現在、コロナ禍の中で、近隣のサービス事業者から悲鳴の聲が聞こえております。国からの雇用調整助成金で助けられているとのこと。従業員は困窮な生活をしているので、町から再度上下水道の減免、あるいは税の優遇措置を支援していただきたいとのことですが、尾崎吉晴町長の考えをお尋ねいたします。

町 長 令和2年度は時間との勝負でしたので、いろんな、様々なコロナ対策を実施をいたしました。今後は、対策を実施するに当たっても、本当に困っておられる方に絞って支援をしていきたいと、このように思っております。

宇崎壽幸議員 何とかそういう形の支援を求めたいと思います。

姫路市では、数値目標を掲げられている。当町においても、中長期の計画に対し数値目標を掲げ、健全な財政が求められますが、する気はあるのか、尾崎吉晴町長の考えをお聞きいたします。

町 長 様々な計画を、福崎町、つくっておるんですが、できるだけ数値目標を入れた中で、具体的な計画をするように心がけております。第6次行政改革大綱及び行政改革実施計画にも数値目標をお示ししているところでございます。

宇崎壽幸議員 改革のためには、やはり数値目標を掲げていただきたいと、このように思っております。

義務的経費、人件費が増加していますが、今年の12月に人事院勧告が提案される予定ですが、身を削った改革、報酬のカット等が求められますが、やる気はあるのか、尾崎町長にお尋ねいたします。

町 長 昨年6月に町理事者側の特別職と議員の期末手当の削減の議案を提案し、可決していただき、実施をいたしました。あくまで削減は臨時の対応で、減額が恒常的になるのは避けたいと考えております。

宇崎壽幸議員 数値目標を掲げた場合、職員の評価も期待でき、改善されると思いますが、尾崎吉晴町長の考えを求めます。

町 長 先ほども申し上げましたように、行政改革大綱、行政改革実施計画におきましては数値目標を掲げておりますし、いろんな計画がありますが、できるだけ数値目標を入れていきたいなという思いでおります。

宇崎壽幸議員 できる限り数値目標を達成していただきたいと、このように考えております。

今後、借金の減少に取り組むとのことですが、次世代の子どもたちのためにも、健全な行財政改革を推進し、決算書に評価を記載すべきであるが、尾崎町長の考え方はどうでしょうか。

町 長 決算書に評価をとということではありますが、福崎町の場合、決算報告書に評価を示しております。

宇崎壽幸議員 地域の皆さんの声では、「観光交流センター2施設が町の税金で年間約3,000万円投入され、5年間運営されるとは思っていなかった。少子高齢化社会において、箱物が必要だったのか、経費の無駄遣いである。もう一度、事業の見直しが必要である」とのことです。

令和元年6月、観光交流センター2施設、また、同年9月、大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者に、公募によらない選定等に株式会社PAGE代表 箸本史朗氏が指定された。三木家住宅の運営では、契約期間は、令和元年10月から令和23年3月31日、21年6か月とされてい

る。県の古民家再生促進事業では、対象となる古民家は築50年以上の民間の施設であること、また、歴史的建築物であること。公の施設、三木家住宅県指定文化財は、町民の財産でもあり、明治の貴重な建築物でもあります。三木家住宅の維持管理費等の経費がかさむために、負の遺産として施設を提供されたのか。また、古民家対象にするには考えられないことが町では起きている。

補助金等については、町と商工会の支援が必要であります。運営では、観光交流センター2施設、公募によらない指定管理者に指定されている。尾崎吉晴町長と株式会社PAGE代表 箸本史朗氏との関係で、契約期間は21年6か月と、普通では考えられないことが起きている。なぜ、明治の貴重な建物、三木家住宅を提供したか。尾崎吉晴町長にお尋ねいたします。

町長 この件につきましては、指定管理をするときに、委員会、また、指定管理の議案を提案したときに、そのときの議会でもしっかりと説明をさせていただいておりますが、文化財の改正によりまして、文化財は保存から活用への大きな目的の変更が行われました。三木家住宅は、主屋部分は文化財の補助金が受けられましたが、副屋部分は補助が受けられないという中で、三木家住宅を守っていくために、PAGEが副屋の修繕に関する財源を取ってきて事業化をされたものでございます。

宇崎壽幸議員 株式会社PAGEが運営されて、まだ時間が短いんでございますが、ほかの事業からPAGEさんが、今、株式会社NOTEさんがされておりますが、事業運営ができなくなると撤退されております。このように21年6か月契約されますと、その点について、尾崎町長、どう考えておられますか。

町長 その件につきましては、令和2年の指定管理の議会の際に、私が答弁をさせていただいておりますのが回答になるかと思っておりますので、抜粋して、その部分を紹介させていただきたいと思っております。

この三木家住宅の宿泊施設化について、これは特別委員会でも説明しましたように、5年では収支が取れないということが一番の理由であります。こういったホテル化事業の指定管理というものが、いろいろその他の市町でもあるわけですが、こういった施設につきましては、20年とか、30年とかのスパンでやられているところが多くございまして、それくらいの期間を見ないと収益が安定しないというところがあり、今まで私どもが一般社団法人ノオト、そして、神戸新聞社と付き合いをしていた関係も踏まえまして、20年間預けても信頼に足りる企業であるということを考えて、こういった約20年というような期間を認めさせていただいたものでございます。

宇崎壽幸議員 本来、指定管理者は、第7条の期間で5年以内にするということでございます。これについての、今、20年間というPAGEとの関係でございまして、かなり長期な考え方ではありますが、もし、万が一撤退されたら、そのままの形になってしまうわけですが、あとの運営については、どう考えておられますか。

町長 PAGEとの協議の中で、元に戻して返していただくと、こういうことになっております。

宇崎壽幸議員 そのように、もし、あった場合は元に戻すということで、分かりました。

補助金申請では、福崎町商工会、谷口守男氏の支援が必要になりますが、株式会社PAGEの箸本史朗氏から支援が求められているのであるか、また、圧力があつたのか、尾崎町長にお尋ねいたします。

町長 PAGEから私のところに直接話はなかったと記憶しております。PAGEが直接商工会に依頼したものと思っております。

宇崎壽幸議員 大庄屋三木家住宅の費用を捻出するためにも、交流センター2施設の運営事業

費、年間約3,000万円を株式会社PAGEに管理運営料として支払われている。このような中から尾崎町長は、株式会社PAGE、箸本史朗氏から付度を受けているのか、尾崎町長にお聞きします。

町長 ちょっと失礼な質問かなと思いますが、お答えをさせていただきます。

基本は、町が直営で経営しても必要な経費を指定管理料としてお支払いをしていると、こういうことだと思います。

宇崎壽幸議員 今、それ、お尋ねしているだけで、失礼とかどうかというのは、分かりませんから、ちょっとお聞きをしているわけだと思います。

また、ここの三木家住宅の費用もですね、この交流センターの2施設の運営、これについて年間3,000万円が支払われているわけだと思います。この中から運営しますと、1億1,000万円の計画があるわけだと思います。ここまで支払いされるのであれば、地域の交流センターとして、地域の自治区に依頼をされて運営していただいたらどうでしょうか。

町長 PAGEさんとは、実は、文化まちづくり協議会という協議会がございまして、神戸新聞社さん、一般社団法人ノオト、そして福崎町がそういった協議会をつくりまして、福崎町の文化観光をどのように進めていこうかというような取組を進めてまいりました。そういった話の中で、観光交流センターを建設をするということになりまして、なかなか観光交流センター、収益施設ではありませんので、この指定管理に手を挙げてくださる方がなかなか見つからないという中で、PAGEさんをお願いをしたということでございますので、約束をしている期間につきましては、PAGEさんをお願いをしていくと、こういうことだと思います。

宇崎壽幸議員 今、町長から話をお聞きしますと、指定管理者に応募がなかったと。応募はされていないのではないのでしょうか。また、運営についても、何とかお願いするという事でお聞きして、それでよろしいですか。

町長 これを経営するに当たって、直営です、それから、指定管理を行う、この2種類があると思うんですね。指定管理について、随意ですね、このPAGEさんをお願いをする、そういった価値のある会社だということで、指定管理をお願いしたものでございます。

宇崎壽幸議員 令和元年4月に町長が選挙で無投票で当選されました。同年6月に株式会社PAGE代表 箸本史朗氏に指定管理に指定されていますが、尾崎吉晴町長の選挙運動活動に株式会社PAGE代表 箸本史朗氏から資金寄附等行為があったのか、尾崎吉晴町長にお尋ねいたします。

町長 ありません。

宇崎壽幸議員 次に、観光協会の事業では、特別会計が設けられています。地域振興課、成田邦造課長をはじめ、小川知男課長補佐が責任者として事業運営に携わっている。これまで、辻川界限に多額の事業費が投入され、運営されてきました。事業内容を調査しますと、納入事業者が限定されており、財務規則法では、第120条の2、自治法第167条の2第1項第1号に規定される随意契約を行う場合、予定価格の限度額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて、当該各号に定める額とする。1、工事または製造の請負130万円、財産の買い入れ80万円、物件の借入れ40万円、財産売払い30万円、物件の貸付け30万円、前各号に掲げるもの以外のものは50万円であります。特別会計では、財務規則法各号に基づいて運営されていますが、本来、入札をしなければならない発注がされている。また、相見積り等により運営されておりますが、尾崎吉晴町長の考えをお尋ねいたします。

町 長 今、観光協会事業とおっしゃったように思うんですが、観光協会事業は、私は関与しておりませんので、ちょっとどうお答えしてよいのか。観光協会事業の何についてお聞きになっているのか、ちょっとよく分からないんですが、お願いします。

宇崎壽幸議員 いわゆる販売物ですね。また、それに関わる製造のことでございますので、その辺についてお尋ねしているわけでございます。

町 長 プラモデルなんかのことでしょうか。

宇崎壽幸議員 今年は、まだベンチとか、そういうものをされておりませんが、この資産経営を見ますと、随意契約の中でいろんな形のものが、入札しなければならないようなことがたくさんあるわけでございます。運営事業費を聞きますと、マスクの販売等になりますと98万円、また、ベンチそのものになりますと130万円以上になります。その辺についても入札しなければならない。町長がそこまで、観光協会は観光協会であるということによろしいですか。

町 長 ベンチにつきましては、観光協会ではありません。町が実施しておりますので、私の部署で作っているものでございます。

宇崎壽幸議員 そういうことになりますと、随意契約、130万円以上になりましたら入札されたということでもいいんですね。

町 長 随意契約するのは、130万円以下でないとかんと。もっとほかにも随意契約ができる項目はあります。法令例規に基づいて実施をしていると私は思っております。

宇崎壽幸議員 財務規則法があるわけでございます。やっぱりそれに基づいて町の財政も運営していかなければならないと思います。

このようなことが現実で行われております。令和3年度都市計画費業務委託事業において、まちづくり委託第4号、芝生管理業務委託、予算価格が600万円であります。予定価格が300万円以上の場合は、町長決裁が必要でございます。地方自治法施行令第167条の2第1項第2、町内業者で造園の施工実績及び工事高を有し、施工能力がある入札参加審査会で認めた者で特記仕様が設けられている。5者からの相見積りが取られております。尾崎吉晴町長は業務委託を理解して発注されておりますが、芝生管理業務委託は特殊な作業でありますか。尾崎吉晴町長にお聞きします。

町 長 質問については、担当課長から答弁させます。

まちづくり課長 この業務につきましては、河川公園、それからイーストパーク、こちらの芝生管理の委託業務でございます。

業務の内容は、先ほど言いました芝生管理、それから芝生の美観維持、樹木の剪定などを行うものでございます。

宇崎壽幸議員 予定価格がやはり300万円以上になりますと、町長決裁が必要でございますので、このようなことがあるというのは、少しちょっと私も疑問にありました。

委託業務についても、随意契約がなされているが、尾崎町長の考えをお聞きします。

町 長 入札行為、契約行為は、全て法令例規にのっとって行っております。

宇崎壽幸議員 それでは、契約書の作成では、財務規則第122条、予算執行は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約書の内容により、その記載事項の一部を省略することができる。1、契約の目的となる給付の内容、契約履行の場所、契約の完了の時期、対価の価格、対価の支払い方法及び支払い時期、監督または検査の方法及び時期、契約保証金、当事者の債務不履行の場合における遅滞利息その他

の損害金、危険負担、瑕疵担保責任。

各事業において、委託では、本来、入札しなければならないのに相見積りし、小規模な工事では一部検査調書が作成されず支払われている。小幡伸一管理者は、財務法で検査調書が作成していなければ、代金の支払いをすることはできない、その行為を違反した場合は背任罪に当たります。以前から業者との関係があるために、継続に随意契約がされている。尾崎吉晴町長は、長い間行政に携わっておられるが、これが当たり前との考えでいいのですか。お尋ねします。

町長 町が行います契約行為は、法令例規に基づき、適正に実施をしていると考えております。

宇崎壽幸議員 町長は適正に行われるということでございますので、その辺は、また調査させていただきます。

次に、東部工業団地拡張事業について、福永聡公営企業管理者から報告を受けました。平成26年から東部工業団地の拡張工事が推進し、健全な財政運営が求められる中、地権者、造成工事、経費、水道事業費、借入利息等を含め、収支報告を期待しており、これまで開発事業について、大変努力されたと思います。今後も期待します。まだ事業が完了されていないので次年度の報告を受けたいと思っております。

令和元年4月に福崎町長選挙が行われ、無投票により尾崎吉晴町長が初当選されました。同年6月8日、神戸新聞の報道では、尾崎吉晴町長と福崎町商工会会長、ウシオ精工株式会社代表 谷口守男氏と町長執務室でお会いなされた。町長は、本来、町民の代表であり、地域のために貢献しなければならない。ウシオ精工代表 谷口守男氏は、尾崎吉晴町長の後援会活動の中心人物でもあります。

このような中、令和2年10月、東部工業団地拡張事業において、町内企業を募集し、ウシオ精工代表 谷口守男氏に決定されました。選考委員は尾崎吉晴町長、近藤副町長、高橋教育長、福永公営企業管理者、野邊技監、尾崎総務課長、地域振興課成田課長の7名で、町部局だけで選考された。本来であれば、指定管理者制度により、選考基準に照らし合わせた中小企業診断士協会とともに選考すべきである。

令和元年6月8日、神戸新聞の記事から見ますと、執務室で記者を呼び、職員を動員してテーブル等を配置され私物化されている。株式会社ウシオ精工、代表 谷口守男氏と密接な関係であり、本来、このような状況を考えると執務室を使用しない。ウシオ精工代表 谷口守男氏は、尾崎吉晴後援会の中心人物であります。選考基準において、尾崎吉晴町長から各部局、ウシオ精工代表 谷口守男氏を選考するような命令がしたのか、尾崎吉晴町長にお尋ねします。

そこで、6月8日でございますが、これまた町長に渡してください。

議長 暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

◇

議長 再開いたします。

町長 私が町長に当選しまして、谷口商工会長と面談したのは事実であります。私、何が、これが問題なのか。これ自身がよく分からないんですね。商工会さんが、新しい町長が誕生した、商工会長との対談をしていただいて、それを商工会の会報に載せたいということで、商工会から申込みがありました。それで、役場

に来ていただいて、商工会長と私と福崎町のまちづくりについてお話をさせていただいたということでもあります。これが何で、役場の町長室でそういった面談をしたらあかんのかとかおっしゃられるのが、私、全く意味が分かりません。ということ、まず申し上げておきたいと思います。

もう一つは、この選考ですね、工業団地の進出に当たって、進出をすると言っていた企業が断念をいたしました。その後、町内企業を対象に公募をして、2者の応募がありまして、ウシオ精工さんが当選をされたということでもあります。7名の審査員が厳正に審査した結果であります。

宇崎壽幸議員 今、町長から、何が執務室でしたら悪いんやということですが、ここはやっぱり町長の執務室ですから、会談するには応接室というものが隣にあると思います。そこを利用されたらいいと思いますが。また、この選考委員で、今、町長、またこの7名で、町部局だけで行った。普通、指定管理者制度では、選考基準に照らし合わせた中小企業診断士協会とともに選考基準をすべきであったのではないかと、このように思っているわけでございます。

尾崎吉晴町長は、これまで商工会会長としての中心人物なために、ウシオ精工代表 谷口守男氏からいろいろと支援等と受けておられます。そこにウシオ精工から、尾崎吉晴後援会のために尾崎吉晴町長の選挙運動活動に資金、あるいは寄附行為があったのか。その辺をお尋ねします。

町長 私と谷口さんとの関係は、福崎町長と商工会の会長という関係でございます。選挙のことにに関して、寄附行為があったのかというご質問ですが、政治資金収支報告書を確認いたしますと、20万円の寄附をいただいております。

宇崎壽幸議員 これまでいろいろと町に対して質問させていただきました。これから、今まで、まだいろいろと調査をさせていただきたい。このように思っておりますので、よろしく願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

町長 橋本町長の急逝に伴う町長選挙におきまして、私が町長選挙に出馬をするということになりました。

谷口さんから寄附をいただいておりますが、これは、尾崎を応援してやろうという思いで、私の政治団体に寄附をしてくださったものと思います。このことで、谷口さんにどうこうと便宜を図る、そういったことは考えたこともありませんし、図ったこともありません。このことは申し述べておきたいと思っております。

宇崎壽幸議員 やはり、その辺を確認させていただきたい。またこれからも調査させていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いします。

以上、質問を終わります。

議長 以上で、宇崎壽幸議員の一般質問を終わります。

次、9番目の質問者は、小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、コロナウイルス感染症対策について
- 2、安全な町づくりについて
- 3、福祉施策について
- 4、山間地域での問題について
- 5、環境問題について

以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

今日は朝から随分と財政が厳しいという話を聞かせていただきました。しかし、今議会の令和2年度の決算なり、あるいは財政指標に関する報告等をお聞きをいたしますと、財政健全化についての報告は、令和2年度は以前よりも改善を

しておるといふ、そういうことでありました。監査委員さんも油断することなくという報告であります。借金の額だけを問題にすべきではなくて、それほどのように使われて、その借金を返還するその財源がどこにあるかという、そのことも含めて見ながら、一般財源との関わりの中で計画をされておるものと思っております、そうしたことがおおむね健全ということに評価をされたんだらうというふうには、私は理解をしておるわけでございます。

そういう上に立って、いろいろと新しい政策化を求めるものでありますので、ぜひ、よろしく願いをいたします。

コロナについてであります。

コロナの感染とワクチンなどの対策の進展とともに、若い層や子どもたちへの感染が心配されるようになってきております。今、心配されている問題についてお尋ねをいたします。

特に福崎町でも幼稚園、学校等での心配が生まれてきております。こうした問題が学校、幼稚園等で発生したときの対応はどのようにされておるのか。マニュアル化されておれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

学校教育課長 学校・園等で、コロナウイルスへの感染が確認された場合には、保健所の指示の下、濃厚接触者の特定に協力し、学校・園における感染状況の把握に努めます。

感染が学校・園の中で拡大するおそれがある場合には、保健所の指導の下、学校・園の休業休園について判断し、保護者へお知らせをいたします。感染拡大の有無にかかわらず、施設内の消毒を念入りに行います。なお、感染した子どもは、出席停止の扱いとなります。

小林 博議員 そこでですね、こういう状況が今後も発生するとなると、どのように子どもたちの学ぶ権利を保障していくのかということが問題になってきます。柔軟な授業の在り方ですとか、教室でのエアロゾル感染防止でありますとか、学校でのクラスター対策、広範な検査、あるいは災害時にふさわしい柔軟な教育とかですね、様々な課題があると思っておりますが、そのようなことにどのように計画をされておるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

学校教育課長 昨年からはコロナ対策は徹底してやってきておるところであります。変異株によりまして、子どもたちにも感染のおそれが高まっているという状況を受けまして、2学期からは、小中学校の各教室にエアロゾル対策といたしまして、各教室にCO₂濃度の測定器を配置いたしております。基本的には、授業中は窓を開けて常時換気を行っているという中で、数値的にその換気が十分にできているかどうかを、この機械によって確認をするということを込めてやっているところでもあります。

また、学びの保障ということで、先ほど、石川議員さんからも質問いただきましたが、GIGAスクール構想によりましてICT端末をご家庭で利用いただけるかどうかというお試しのお持ち帰りもしていただきまして、特にWi-Fi環境が整っていないご家庭については把握をし、今後、対応をしていく予定にしておるところであります。

あとは、基本的には、学校には、いわゆる発症、発熱等のある子どもさんは来ていただかない、ご家族に濃厚接触者が出た場合にも来ていただかないということで、基本的には学校にはコロナを持ち込まないという対策を徹底しているところでもあります。

今後も引き続きこのような体制で取り組んでいきたいと考えております。

小林 博議員 まず、検査体制ということでは、PCR検査なり、あるいは簡易な検査等も含

めて、そのような体制は、どのようになっておるのでしょうか。即座に全部できるといふような体制が望ましいと思うんですが、どうでしょうか。

学校教育課長 検査体制につきましては、現在、PCR検査は、保健所が疫学調査に基づいて行われるものによっております。今後も保健所の判断に基づいて実施をしていただきたいと思いますと考えております。

基本的には、検査体制も大事なことでありますが、学校に、先ほども申し上げた、持ち込まないということで、体調不良の子どもさんは来ていただかない、発症すれば速やかに保護者に迎えに来ていただくという体制を取っております。

検査キットにつきましても、抗原検査等におきましては、研究用というものが市販されているようでございますが、精度に若干の難点もあるということも聞いておりますし、その辺りが、検査をするに当たって留意して対応していかなければならないと考えておるところであります。

小林 博議員 そういう検査キット等は、配備されておるのでしょうか。

学校教育課長 基本的には、文科省のほうから日本全国に8万回分の抗原簡易検査キットが配付されるということで、福崎町には90回分が配付される予定であります。ただ、これは学校で体調不調となりました教職員用でありまして、その使用には、鼻に挿入して、鼻腔を触るということで、医師または医師の指示を受けた看護師等がよいと推奨されているような検査でもありますので、子どもさん向けには配備をしていないところあります。

以上です。

小林 博議員 それでは、子どもたちへの対応は全く保健所任せということになっておると、そんなふうに理解してよろしいわけですか。あと、感染者が出た場合の学級閉鎖とか、あるいは学校閉鎖に至る、そうした状況、そんなときにはどのように対応するのかということを含めてお聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長 決して保健所任せということではございません。積極的な疫学検査または行政調査、PCR検査につきましては、保健所の指示、指導の下で行っていただくという体制にしておりますが、何よりもまずコロナウイルスを学校に持ち込ませない、発症した場合は、すぐ帰っていただくという体制を徹底して、消毒なども徹底していきたいと考えているところあります。

仮に発症者が出た場合の対応につきましては、文部科学省のほうから指針が出ておりまして、同一の学級で複数の児童生徒の感染が判明する、もしくは、感染が1人でも周囲に風邪症状などで未診断の人が複数いる、もしくは、1人の感染者があっても複数の濃厚接触者として特定された児童生徒がいる場合には、学級閉鎖を行う。学級閉鎖が複数に及ぶ場合は、学年閉鎖を行う。さらに、複数の学年が感染状況であれば、休校を行うという指針が出ておりまして、これを基に、そのときの状況を見て、教育委員会として学校と調整の上、判断したいと考えております。

小林 博議員 生徒も含めた全体の検査体制というのは必要ではないかと思うのですが、日本の場合はなかなかそこまでいかないという、その問題があるかと思います。

全体を把握して、すぐに対応する。そうして、それも繰り返し行うという、そのようなことが基本的には必要だというふうに思います。

今の文科省の方針からいきますと、いろんな場合を想定しなければなりません。子どもたちの勉強にどんな影響を及ぼすのか。学習の遅れを来さないような対応はどうするのかという点が、しっかりと町教委としても持っていただかなければならないと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

学校教育課長 授業時数につきましては、令和3年度は令和2年度に比べまして、いわゆる休

校状態が去年の4月、5月にありましたが、それを夏休みで何とか追いついていったということで、そういう状況からいきますと、令和3年度は、授業時数につきましては、特に心配はしておりません。ただ、非常に学校行事等が制限を受ける中で、子どもたちの学校生活で、心のケアでありますとか、様々な面で子どもたちの特徴をきちっと見て、対応していきたいと考えておるところであります。

小林 博議員 子どもとか、保護者の感染等によって、親子が切り離される場合、あるいは、仕事を休まざるを得ないようなときの支援策というのは、どのようにやっているのでしょうか。人によっては預けるところがないという場合も、福崎町の場合、出てこようと思いますが、それについては、どうでしょうか。

健康福祉課長 子どもが新型コロナウイルスの陽性者となった場合は、親も濃厚接触者となり、自宅待機となります。濃厚接触によります休業補償などの支援策はありませんけれども、外出ができない場合、食料の買い出しでありますとか、食料支援などが必要な場合には、保健所と連携をしまして支援を行うことは可能でございます。

また、母親などが陽性になった場合、子どもの面倒につきましては、ほかの家族が見たり、ふだん別居の親族の方がおられたら、そういったところに依頼されている場合もありますけれども、どうしてもそういう方がおられないという場合につきましては、こども家庭センターのほうで一時保護というような利用をすることも可能であるということでは伺っております。

小林 博議員 どういうんですかね、町としての独自の方針とか、最悪の場合も想定した形の教育の在り方とか、あるいは子どもの保護の在り方という点については、まだまだ踏み込んでいく必要があるのではないかと思います。その点については、町長、どのように思われますか。

町 長 まず、やはり国とか県の方針に従って、それをきちっと守って対応していくということが大事であろうと思います。

PCR検査につきましては、それをもっと広げてやったほうが良いという意見もありますし、それをやることは無駄やと、する必要はないという意見も両方ございまして、今は、国・県とも、全ての方にPCR検査をすることが必要という状況にはなっていないというのが国・県の方針だろうと思っております。しばらく見守っていきたいと思っております。

小林 博議員 これだけコロナの問題が取り上げられて、もう長期間になるわけですが、なお、国・県の方針に従うということだけでは、ちょっと問題ではないかというふうに思っておりますので、対応策については、町としても、教育委員会としても方向づけを考えてほしいというふうに思います。

障がい者への影響についてですが、作業所などの収入が大きく減っているのではないかというふうなことを心配したりする声をお聞きをするのですが、その点については、どう把握されておるのでしょうか。

健康福祉課長 町内、それから近隣の事業所等に確認をいたしますと、コロナの影響で取引先の内職作業は減ったが、清掃などの役務作業やお菓子の売上げが増え、全体としては収入は増えたと言われるところがあったり、それから、授産品の売上げは下がったが、受注の作業のほうですね、こちらについては、以前と同じ仕事量があり、全体としては若干減少で済んでいるというところも、いろいろございまして、昨年コロナの発生直後につきましては、収入は落ち込んだということも言われておりますけれども、現在におきましては、内容により増減のほうはあるんですけれども、大きな落ち込みはないというふうには伺っているところ

るでございます。

小林 博議員 こういう場合、減った場合は、休業補償の対象にちゃんとなっておるということですか。休業補償とか、あるいは所得補償の対象になっておるということですか。

健康福祉課長 国のいろんな制度等がございますので、そちらのほうに該当になれば、というところで、そういったところの対応になってこようというふうに思っております。

小林 博議員 次に、建設業も含めて、飲食業も含めて、休業や、あるいは収入減に対する補償等を申請してもなかなか返事が遅かったり、修正を求められていることも多く、諦めざるを得ないというふうな声をよく聞くわけですが、こういう状況は把握をされておるでしょうか。

地域振興課長 申請してから振込までの期間ということで、今、動いているのは、飲食店向けの感染症拡大防止協力金、休業とか、営業時短の協力金のことでございます。これにつきましては、申請の時期、それからタイミング、申請内容などで異なりますけれども、給付まで早い方で1か月、遅くて2か月ほどかかっておるといような状況でございます。

また、それから修正ということになるんですけれども、修正というよりも、書類がないということでの追加書類を求められるというケースが多いということを知っております。ですので、修正を求められることによって諦めたという方は少ないと聞いております。支給決定に係る必要な書類でございますので、それらは、必要とする書類はそろえていただければならないということでございます。

小林 博議員 こうした手続の支援とか、相談窓口は、福崎町ではどこにあるんでしょうか。

地域振興課長 この窓口なんですけれども、兵庫県の休業・時短協力金コールセンターということになりまして、感染症の対策のため、対面での相談はありません。町内ですと、福崎町の商工会員、この方でありまして、商工会が相談窓口という形になります。また、申請書類につきましては、地域振興課で用意しておりますので、その際に申請内容とかの指導、書き方の指導とかというものを付け加えてお渡ししているところでございます。

小林 博議員 今のような説明を聞いても、なかなか納得しづらいような声を町の中でお聞きをしておるので、こういう質問をしておるわけですが、国・県の施策、協議の問題も通して、国・県の方針に従って、それに沿ってやるということだけではなしに、もう少し町のソフト面での対応も含めて考えていってほしいなというふうに思います。

次に、大きな2番目の項目に入ります。

安全なまちづくりということで、前々からよくこんな項目で出しておるわけですが、前回の質問でも若干触れたわけですが、生活道路の整備に重点を置く必要を強調したいということで出しております。

住民の目線から見れば、こんなところがちょっと壊れている、あるいは、ここがどうか、ここにもう少し水路があったらいいのになとか、歩道があったらいいのになとか、いろんな声があるわけでありまして、これぐらいのことがなぜ解決されないでおるんだろうというふうな箇所がたくさんあるわけでありまして、今年は正月から時節柄、そんな声をたくさん聞いてきたわけでありまして、そういう状況の中では、もう少し、町としても、この生活道路の整備に重点を置くという、そんな必要を強調したいというふうに思うんです。

そこで、町内の道路延長と等級ごとの整備状況について、まずお聞かせをいた

だきたいと思います。

まちづくり課長 福崎町の管理しております町道でございますが、1級から4級までございまして、全部で771路線、総延長にいたしますと255キロでございます。そのうちの等級ごとの整備延長でございますが、1級町道、こちらは24.8キロが整備済となっております、ほぼ100%となっております。2級では73.5キロ、こちらは2級の延長の67%に当たります。3級、4級、こちらはまとめてつかんでおりますが、33.8キロということで、延長の28%が整備済でございます。全体の255キロに対しまして、先ほどの合計が132.1キロメートルということで、町内の整備延長は、約52%ということになっております。

以上です。

小林 博議員 等級によらず、住民の毎日の生活状況からいいまして、先ほど言いましたように、身近なところでの解決してほしい問題というものがたくさんございます。それらをやっていくには、まず、その把握が必要になるわけですが、我々もお聞きをすると、町のほうに伝えたりもいたしますけれども、どのように把握をされておられるのか、あるいは、日常的に町もパトロールなどをやっておられると思いますが、そういうものはどんなふうに把握をし、集計をされ、あるいは、予算の範囲でどのように対応をされておられるのかというふうなことをお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 道路の管理状況につきましては、議員もおっしゃられましたように、職員によります巡回なども行っているところではございますが、やはり、まだまだ不十分な点が多くございます。実際は、利用されておられます住民の方々から情報提供、先ほど言われましたような、道路にくぼみがあるとか、そういった情報提供をいただいているものが一番多いというふうに感じております。

そのときの対応でございますが、緊急的なもの、安全対策として、すぐに対応しなければならないものは、町職員が出向いて対応したりでありますとか、緊急業者などによる補修で対応しているところでございます。

小林 博議員 現在のそうした予算は、年間どれくらい組んであるわけでしょうか。

まちづくり課長 緊急対応分ということで、年間約400万円程度いただいております。

小林 博議員 現在の状況からいいまして、かなり厳しい額ではないかというふうに思うんですけど、身近な生活道路の整備に重点的な予算配分を求めたいというふうに思っております。そういう中では、等級の見直しも必要だと思われる箇所がございます。3級とか4級とかということになると、地域の負担、地元負担ということが伴ってくるわけでありまして、こんなところがなぜ4級なんだ、こんなところがなぜ3級なんだというふうな場所も感じる場合がございます。そんな意味で、各自治会等との関係や自治会の財政力等々もあって、身近なところのそういう問題がなかなか解決しないで放置をされるというふうなこともままあるというふうに思うわけでありまして。

そんな意味から、等級の見直しやら、あるいは、それに対する負担率の改善等も含めて、その方向づけをしてほしいと思うのですが、そのような意思はございますでしょうか。

まちづくり課長 先ほど言われました等級の見直し、こちらにつきましては、前回、平成21年度に等級の見直しを全町的に行っております。それから、経年もたっておりますので、変更が必要な路線、こちらが発生しているかどうかにつきましても、検討していきたいとは考えております。ただ、等級によります負担率、こちらについては、現在のところ、見直す予定はございません。

小林 博議員 場所によっては、先ほど言いましたように、なぜこの道路が3級なんだ、4級なんだというふうな場所の思いもございませう。そういうものは、個々に検討をされるでしょうか。

まちづくり課長 3級、4級、逆になぜこの道が2級というのもお聞きしたこともございませう。それらも合わせまして、できるだけ個々に当たっていききたいというふうにご考慮しております。

小林 博議員 全体として、舗装率を、パーセントを引き上げていくということが必要だと思ひます。そういうものについての年次計画的なものはあるわけでしょうか。

まちづくり課長 先ほど議員もおっしゃられましたように、舗装工事を行いますと、3級、4級では、それぞれ地元負担をいただいているような形もございませう。地元からの要望によって、舗装をさせていただいているところが多くございませうので、今現在、どの道路を、年次的に舗装をやっていくとか、そういったものはございませう。ただ、1級、2級、こちらにつきましては、舗装の長寿命化という部分もございませうして、調査をしておりますので、その年次計画に沿いながら、こういった幹線道路の舗装については実施をいたしております。

小林 博議員 できれば、生活道路の整備については、それなりの対応を求めておきたいというふうに思ひます。

前回、町長も生活道路については、非常に大切に思っているという、そんな答弁があったわけですが、その思ひをぜひ形に表していただきたいと思ひますが、町長、いかがでしょうか。

町 長 生活道路が重要であるという思ひは、何も変わっておりませう。

予算の配分につきましては、必要性、緊急性など、また、事業効果を加味しながら判断をしていききたいと、このように思っております。

小林 博議員 大変要望の強い分野であります。幹線的なものの必要性から、本当に身近なところの問題から、たくさんあるわけでありまして、この分の要望は非常に強いということは、繰り返し強調しておきたいと思ひます。

次に、交通安全対策でありますけれども、今回の議会に提出をされております交通災害共済の解散に伴う配分金の利用についての提案であります。この配分金は、町民が交通安全共済に入るということで、それぞれの家庭から、生活の中からずっと掛けていった掛金のいわば塊であろうというふうにご考慮わけあります。それをどのように使っていくのかということになりますと、1か所か2か所の工事費に使ってしまうということではどうかというふうにご考慮思ひます。その原資が町民の、ほとんどの多くの町民が、ほとんどと言っていいぐらいですが、町民がずっと長年にわたって掛金をされたお金の塊でありますので、それを広く公平に分配をするという、そんな観点が要るのではないかとご考慮思ひます。

お金で配るとご考慮わけにもいかなないと思ひますので、一つの提案でありますけれども、曇りにくいカーブミラー、防曇型のミラーを一気に整備してはどうかというふうにご考慮わけあります。福崎町内には800余のカーブミラーがありますが、それぞれかなり老朽化をしたり、くすんでしまっておるものもたくさんあります。季節的にも秋から初夏に至るまで、露や霜でミラーが早朝曇ってしまうというふうなこともよく起こるわけでありまして、この防曇型のミラーは非常に効果があります。若干高くても、その投資効果は十分であります。したがって、この防曇型のミラーを町内広く、この交通災害共済の分配金を使って取り付けていくということをご提案したいと思ひます。このことが町内全体に公平な、あるいは分配ではないかとご考慮思ひますが、いかがでしよ

うか。

住民生活課長 防曇型のカーブミラーについては、以前から議員がいつも要望されているところでございますが、交通災害共済の解散に伴う分配金につきましては、次期の12月議会で基金の設立をすべく検討を進めております。しかし、カーブミラーを一気に更新しますとなると、今度は同じ時期に老朽化をすることになりますので、今までどおり計画的、年次的に更新するほうが賢明かと考えております。その額につきましては、今後、検討いたしたいと思っております。

小林 博議員 今、年間に何基ぐらい新設するなり、交換されておりますか。

住民生活課長 新規につきましては、10基を毎年要望させていただいております。

小林 博議員 800余りある中で、10基ですと80年かかるわけでありまして、私はそれを一気に進めていくという、そのことが必要ではないかと思うんです。町の中、毎日動いておりまして、ミラーが非常に曇っておる、くすんでしまっておる、そういうミラーもたくさんあります。そんな意味から、この防曇型のミラーというのは非常に効果があると思っておりますので、ぜひ、これを一気に推進していくということは必要じゃないかと思うんですよ。

この耐用年数は、何年ぐらいですか。一遍につけたら、次、交換のときに一遍になるとか、一気にになるとかというふうなお話ですけど、何年耐用年数がありますか。

住民生活課長 はっきりとした耐用年数は分かりませんが、20年ぐらいはもつのではないかと考えます。

小林 博議員 ぜひ、そういう方向づけで考えていただければ、ありがたいなというふうに思っておりますのでございます。一つの提案でありますので。

町長、この私の提案、検討素材にさせていただけるでしょうか。

町長 曇り止めのカーブミラーのみならず、交通安全対策の経費として使用したいと思っておりますので、今後、検討させていただきます。

小林 博議員 あまり長くずっと持ち続けて、ちびちびちびちびというのではですね、何かしら今まで一般会計で持ってきたお金を出さずに済むというふうなことになるような気がしますと、これはちょっとせこいんじゃないかというふうに思うんですね。

今まで交通安全対策費として、そういう費用に300万円なら300万円、予算を組んでおると。そこへ、この分が出てきたわけですからね。これは別枠として一気に対策を考えるということがよいのではないかという意味で言うわけです。これができたから、今まで一般財源から出しておったその分を減らすというふうな、そんな取組にならないようにしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

町長 私が気になっておりますのは、通学路のグリーンベルトですね。これも年次的に、計画的に進めております。カーブミラーもそうです。曇り止めのカーブミラーを年次的、計画的に進めております。

ですから、こういった基金ができましたら、今まで進めてきた上に上乗せした形で、年次的、計画的に進めていきたいと、こういう思いでおりますので、こういった対策をするかにつきましては、今後、検討させていただきたいと思っております。

小林 博議員 私は最初に言いましたその趣旨を提案しておりますので、ぜひ、検討の素材としていただきたいというふうに思います。

次に、通学路の安全対策については、繰り返し、よく一般質問でも出されてまいります。

菅首相が通学途上での事故後、政府として対策すると表明をされました。その具体化はどうなっておるのか。福崎町では、どのような箇所をどのように検討しておるのか、具体的にお示ししていただきたいと思います。また、それには、国庫予算が別枠で配分をされるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思いません。

まちづくり課長 この件につきましては、国におきまして、通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策案でございますが、こちらについてというものが出されております。こちら具体的に申しますと、全国の市町村立の小学校でございますが、こちらの通学路を対象に合同点検を実施し、対策必要箇所について、令和3年9月末を目途に抽出していくといったものでございます。

これを受け、福崎町では、9月15日でございますが、学校、それから警察、教育委員会、住民生活課及び道路管理者でございますまちづくり課におきまして、合同で実施をさせていただきました。実施箇所につきましては、各学校から抽出いただきましたところで、例えば八千種ですと5件、田原小学校ですと8件といったような形で、現地を確認させていただいております。

今後でございますが、この対策の必要箇所、こちらにつきまして、対策案の検討などを行ってまいります。これは、速度規制や登下校時、そういった時間帯での車両の通行止め。また、登下校時の見守り活動隊の実施、そういったソフト面での対応に加えまして、歩道やガードレールなど、交通安全施設等の整備などによるハード面、こちらでの対策、両方を適切に組み合わせるなど、その地域地域の実情に対応した効果的な対策を検討。また、可能なものから速やかに実施することというふうにされております。

なお、国庫予算の配分でございますが、現在のところ、この事業に対して具体的な補助メニューなどについての情報はございません。

以上でございます。

小林 博議員 総理大臣が肝煎りで全国一気に問題のところ、危険なところを解決するという、そんなふうにおっしゃったわけですから、これは多分、国のほうも特別なお金を出してくれるんだろうなというふうには期待をしておるわけですが、そんな心配がまだないということですか。うーんと言わざるを得ませんが、交通安全対策、非常に重要でありますので、この面についての取組を見守っていきいたいというふうに思います。

次に、町内での交通危険箇所、従来からの危険箇所として長年問題になっております。工業団地周辺では、朝夕の通勤途上、各自治会内の生活道路内、あるいは通学地域の中にまで、いつも車が入り込んで困ってしまうということで、よく言われておるわけでありまして、その都度、町のほうでも企業のほうに申入れをしたり、取組はされておるようではございますけれども、基本的には物理的な解決もしなきゃならんと思うのですが、その対策。あるいは、県道三木宍粟線の西谷の西部、姫路市との境界のところまで、坂であり、カーブであり、道路は狭隘であり、非常にスピードが出てくるというところで、非常に怖い目をいたしました。そんなところで、以前から改良の計画があるというふうにお聞きをしておったわけですが、具体的に、いつ、どのような計画になっておるでしょうか。お聞かせをいただきたいと思いません。

まちづくり課長 県道三木宍粟線、こちらの西谷地区の具体的な計画でございますが、こちらは県事業になります。幅広路肩、今の路肩を広げるといった工事でございますが、そういった対策事業が実施される予定となっております。こちら、地元の方々のご協力も得まして、事業用地の境界確認など、工事にかかっていた

く事前の準備は終了しているんですが、ただ、令和3年度につきましては、事業費の配分がなされていない、なかったというふうに県からは聞いておりました、町としては早期に工事の着手、また、早期の事業の完了を求めて県に要望しているところでございます。

また、工業団地周辺につきましては、渋滞緩和、こちらも非常に大きな問題というふうに認識しておりますので、具体的な対応策は考えていきたいと思っております。

それから、危険箇所でございますが、交通安全の対策会議もでございます。こちらでも指摘をいただいているところもございまして、順次検討させていただいて、実施すべきものは実施していきたいというふうには考えております。

小林 博議員 ぜひ、そんな取組方を求めておきたいと思っております。国なり、県の方針というもの、ぜひ、要望を強めていただきたいと思いますのであります。

前からずっと言っております、次は、福崎駅周辺整備の引き続く課題ということで、駅のエレベーターなど、バリアフリー化は予定どおり進んでおるといふふうに理解してよろしいでしょうか。

技 監 福崎駅のバリアフリー化につきましては、設計、工事費用の全てが予算化されておまして、事業者であるJRからは、現在、施設の設計中であり、11月から来年2月にかけて土工事、土の工事ですね、それから4月からエレベーターなどの設備工事の予定というふうに聞いております。

小林 博議員 多くの町民の方が、それを聞いて大変安堵されるというふうに思います。これまで述べてきましたように、非常に深刻な課題でありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

次に、県道甘地福崎線の進捗状況ですが、福崎駅周辺があのように整備をされても、この県道甘地福崎線が遅れてしまつては、大変心配であります。用地の無償提供があるということで、県もその事業化というふうになってきたと思うんですが、令和3年度が最終年度というふうになっている状況で、なかなかまだ形が見えていないという状況であります、この点についての状況報告をお願いいたします。

技 監 県道甘地福崎線につきましては、6月定例会後にさらに物件1件の契約が完了しまして、物件単位では、全体10件中5件の契約が完了しているという状態でございます。

土地の無償提供を予定している箇所につきましては、先日、相手方、会社の会長さんにお目にかかりまして、町と取り交わしている寄附に関する協定がございしますが、地域振興と交通安全の確保というのは共通の課題である。その解消に向けて、前向きに進めるところをお互いに確認したところでございます。今後も用地交渉を進め、予算確保についても県に要望し、早期の工事着手、完成に向けて、取組を継続したいと思っております。

小林 博議員 無償提供という、その約束は生きているということで理解してよろしいわけですか。

技 監 協定は完了するまで継続、続けるということでございます。

小林 博議員 福崎町内には、道路問題を取りましても、あるいは、河川の問題を取りましても、県に頼まなければならない箇所、県管理による部分というのが非常に多くあります。したがって、それだけに野邊技監に対する我々の期待は大きいわけでありまして、それはぜひちゃんと答えを残してほしいというふうに思いますので、あと半年ですか、よろしく願いいたします。

議 長 一般質問の途中ですが、休憩をしたいと思います。

再開を13時といたします。

◇

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

◇

議長 会議を再開します。

小林 博議員 次に、福祉関係のほうで2点ほど問題提起をしたいと思います。

一つは、補聴器への補助制度を、ということであります。

高齢化社会になってきております。高齢者も社会的にずっと仕事をしたり、あるいは、社会的な活動や、その他で高齢者が社会的に活躍することをなしにして、これからの社会はございません。しかし、高齢になるほど耳が聞こえなくなる、こういうのも一つの流れであります。

今、この難聴ということについての補聴器への補助は、身体障害者手帳を頂いてからでないといけないことになっておりません。中程度以下では補助が公的にはないということから、今、全国的に地方自治体で次々とその補助制度が始まっていております。この補助制度の金額は、それぞれ違いますし、年齢とか、所得制限等との違いはありますけれど、東京都の区部から、あるいは長野県やら愛知県やら兵庫県やら、その他小さな数千人の自治体にまで、その補助制度の取組が広がっていったところがございます。

福崎町でも、そういう制度を設ける時期に来ておるのではないかというふうに思うのでございますが、ぜひ先進的などころの勉強もしていただきまして、これらの取組を進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 先ほど質問議員も言われましたとおり、補聴器の購入補助につきましては、障害者手帳の聴覚障がい認定を受けられれば、自己負担1割での購入が可能となっておりますので、まず、そちらのほうの検査を行っていただければというふうには思っております。

それから、そのほかの方につきましては、今、兵庫県におきましても、今のところ補助の部分がないわけなんですけども、県におきましても、国のほうに制度創設ということで求められて要請をされておりますので、町としましても、そういったところで、国の施策として取り組んでもらえるようにということで、機会を捉えて意見を述べてきたいなと思います。国の施策として取り組んでいただくのが一番いいのかなというふうには考えておるところでございます。

小林 博議員 私も国の施策として取り上げられるのが最も望ましいというふうに思っております。

しかし、日本のこの国での福祉制度は、かつて高齢者の老人医療費の無料化というものも、岩手県の沢内村という小さな山間の村から始まったし、あるいは子どもたちの医療費の無料制度、あるいは環境対策、様々な問題は国よりも先に地方自治体が手がけて、そうして国が後追いをするという、そんな進み方をしておると思うわけですね。したがって、子ども医療費の無料化にいたしましても、あるいは、教育の面では少人数学級の推進のほうにいたしましても、地方のほう国よりは進んでおるという、そういう状況でございます。

最初に言いましたように、この高齢化社会ということであり、65歳以上の人口がかなりのパーセントを占め、そして、これらの人たちの社会的な仕事と社会生活での活躍ということ抜きにして社会制度は成り立ちません。ところが、耳が聞こえにくくなると、なかなかそういう活動が困難になる。家に引きこもりがちになって、うつ病やら、あるいは認知の関係の病気にもなりやすいとい

う、そんなふうな状況の報告もされておるところでございます。ぜひ、そんな面を考えてほしいと思うのであります。

日々、こういう自治体がだんだんと増えておるといふふうに私は認識をしておりますが、当局はいかがでしょうか。そのような検討は、研究といいますか、検討といいますか、先進事例の勉強等はされておるでしょうか。

健康福祉課長 県下でもやられている自治体があるということは聞いておるところではございますが、具体的に、全国的にどれだけというところまでは、一部の情報では把握している部分もございますが、正確に全体的に把握しているものではございません。

小林 博議員 まずは障害認定を受けてからということになりますと、この障害認定を受ける基準というのは、福祉課長、当然、担当課ですからご存じですね。どういう基準ですか。

健康福祉課長 これは40センチ以上離れて、会話が理解できないというレベルですね。そういった場合に聴覚障がい6級に該当するということでございます。

小林 博議員 40センチ以上離れて会話が理解できない。そうだと思います。40センチで70デシベルというふうに言われておるところですね。

WHOでは、補聴器をつけるということでの推進をしておるのは、どれぐらいの程度というふうにご存じですか。

健康福祉課長 その点につきましては、承知はしておりません。

小林 博議員 WHOでは、41デシベルということを推奨いたしております。通常の会話が聞き取りにくいという、そういうふうな範囲からの対象のようであります。したがって、障害認定を受ける40センチ離れて70デシベル以上、大きな、わめくように発しないと聞こえない、それぐらいにならないと障害認定にはならないということなんですね。ですから、中程度以下の人、それ以下の人は補聴器が必要になるんです。

ところが、補聴器は、現在、いろんなものがあると思いますが、50万円にもなるという、20万円から50万円というふうな形での数字が出されておりますけれど、大変なことになっております。したがって、所得の低い人たちにとっては、大変な負担となり、あるいは諦めざるを得ないという人も増えているというふうに思います。

そんな意味で、この高齢化社会を元気で生き抜くということのためにも必要ではないかというふうに思うんですね。そのことが、ひいては医療費の削減にもつながるといふ議論もあるわけですからね。出費が増えるという、そういう側面だけを捉えずに、このことの効果によって医療費が減るといふ、そういう面もあるんだということは、町長、理解してもらいたいと思うんですね。ぜひ、そういう検討もしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 議員言われるように、認知症を抑制とか、そういった医療費の部分でも効果があるかもしれないということは分かるわけでございますけれども、こういった部分については、今のところ、国のこういった状況もございまして、補助制度につきましては、今後、制度についての研究課題ということにさせていただきたいというふうに思っております。

小林 博議員 物事をね、こういう提起を受けたときに、それは今のところ必要ないわと、やる気がないわと思ったときには、断る理由ばかり考えるわけですね。何とか共感してですね、これは必要だと思ったなら、どんなふうにしたら手がけられるだろうというふうに、一気にできなくても、段階的にでも、どういうふうに

したら、これを制度化できるだろうとか、我が町でもやれるだろうというふう
に、必要だというふうに心から思えば、そんなふうな考え方になるんですよ。
こういう提案を受けて、うちはちょっと無理だわということになると、もう何
を言われても断る理由ばかり考えて組み立てるということになるわけですね。
人間というものは、そういうものです。

したがって、尾崎町長の気持ちが大事になると思うんですよ。今、言いました
ように、こういう制度がですね、今日の社会の状況、福崎町の状況からも考え
るべき制度だなというふうに思えば研究しようというふうになるわけですし、
尾崎町長が、これは当分やる気はないわというふうに思われたら、断りの理由
ばかり考えるということになるんですが、どうですか、尾崎町長。

町長 聴覚障がいの方がだんだん増えているというようなことでございます。やはり、
どこを基準に考えるかというのは、また別といたしまして、一定の基準がこう
いったものには必要だろうというふうに思います。それには、やはり国が定め
た基準、また、他市町の先進的な市町の基準とか、そういったことを、そうい
った情報をきちんとつかんで、福崎町としてはどうするかということを考える
必要があるのではないかなというふうに思いますので、そういった情報収集と
いうんですか、研究は進めていったらいいのではないかと思います。

小林 博議員 兵庫県議会でも、全会一致でこの決議が採択されて、国のほうに要望されてお
ります。2年前に国会でも質問があって、そうして麻生国務大臣も、その必要
性を認められるということになっておりますので、国のほうでも、そういう検
討が進んでくれることを期待したいわけですが、なかなか国のほうも、次、総
理大臣、誰になるんだというふうなことで、いろいろとそんなほうが忙しいよ
うでして、こういった方向がどうなっておるのか、よく聞こえてきませんけれ
ど、先ほど言いましたように、具体的な身の回りの施策は地方自治体からの努
力で始まっているという、それが日本の福祉の水準を押し上げてきたと思うん
です。日本の地方自治体というのは、そういう大きな役割を果たしてきた。た
だ単に国がやるから、よそがやるからということだけでやるなら、これは戦前
の地方自治体みたいなもので、自治体とは言えませんよね。自治体とは、自分
で治めると書いて、自治体というわけですから。自分の町が町民の必要性を考
え、町民から聞いたことも含めて、自分の頭で考えて、どんな施策をやるか考
えていくというのは、これが自治体だと思うんですよ。自治体とは、自分で治
めると書いて自治体ですよ。そういう頭で、ぜひ考えていただきたい。もと
より、それは財政的な枠もありますし、いろいろしますけれど、人口数千人の
小さな村でもできている。大きいところは大きいなりに、人数も多いしお金も
要るわけですが、東京都の区部でも6割が実施をしている。兵庫県でも明石市
が実施をしておるとい、そんな状況です。言いましたように、金額も制限の
内容もばらばらです。しかし、いろいろと手がけていっておるということでご
ざいます。

福崎町、高齢者の人口、今、何ぼでしたかね、福祉課長。

健康福祉課長 3月末現在で65歳以上の方が5,469人でございます。

小林 博議員 それだけの方がおられる。そして、これらの方に福崎町の農業も、あるいは
様々な自治会の活動も、いろんなことに参加をしてもらわなきゃならんとい
うことになっております。それでなければ福崎町の生活は成り立ちません。そ
んな意味から、この制度というのは、非常に必要な制度だというふうに思
います。何が必要か、必要でないか、順位づけとか取捨選択は当然必要とい
うふうな話もありましたけれど、私の判断では、これは優先すべき課題やとい
うふうに思

っておりますので、取り上げておるところであります。

町長、今言いました趣旨から必要だというふうに思われれば、福崎町からちょっと手がけられるかどうか、検討を進めてみようということにはなりませんか。

町長 小林議員の一般質問を聞いておりますと、私も酔いしれておまして、そうやなと思うような気になりました。すばらしい演説だったと思うんですが、一つ一つの個別の提案はすばらしいことだと思います。

今、一般質問の中で、ずっとコロナ対策をどうするのか、安全・安心のまちづくりに対してはどうするのか、道路整備にはどうするのか、全て私は大切な、重要な提案であり、大事なことだと思います。けれども、また一方で、福崎町はこれからもずっと頑張っていかなければならない町だという中で、いみじくも議員がおっしゃったように、そうは言っても町の中で取捨選択が必要だろうということをおっしゃっていただきました。そういうことなんでございます。いろいろとすばらしい提案はお聞きしております。けれども、何もかも全部できるかという、なかなかこれもまた難しいと。それは当然、分かっておられることでもありますけれども、そういった意味で、私のほうで、今、聞いてきた、ほかの議員さんも同じであります。提案を聞いた中で、私のほうで取捨選択をさせていただいて、必要であると思う施策を進めていきたいと、このように思います。

小林 博議員 ですから、この件についても、検討の俎上に上げていただけるかという、そういう質問です。

町長 その件については、先ほど申し上げましたように、研究していったらいいのではないかなということでもあります。

小林 博議員 これは大変喜ばれる制度だと思いますし、人間を生き返らせる制度だというふうに思うんです。ただ単に年を取って、これだけのものをもらったから、よかった、うれしいなという、そういうものではなしに、該当の人を生き返らせるものだと思うんです。そんなふうに思っています。一人一人の対象になる人にとっては、補聴器があつて、そうして社会的にちゃんと活動ができるということと、そうでないのとでは雲泥の差がある。したがって、福崎町で生きていこうとすれば、高齢になっても、ちゃんとこういう制度があれば、本当に頑張って外へも出ていけるし、いろんなことができるというふうな意味で、非常に人を本当に生き生きとさせる。人間を生かしていける、そういう制度だと思うんです。この制度、本当に必要な制度だというふうに、私は認識をしておるわけですね。そんな意味で、ぜひ求めておきたいと思うんです。

いろんなどころの新聞切り抜きをためておるんですが、日々といたしますか、ずっと増えてきているという状況でございます。長野県のほうへ行きますと小さな村、愛知県でも設楽町とか、小さい町でもずっと出てきてっております。したがって、福崎町では当然できる制度ではないかというふうに私は思ひまして、提案をいたしております。

もう1件は、前からずっと訴えております国民健康保険税の問題です。

国民健康保険税は、ご承知のように平等割、均等割がございます。人頭割です。人に対してかかる税金というのは、まさに前近代的な税制度であります。そんな意味から、これは非常に大変な問題だというふうに、そういう認識をずっとしております。

被用者保険、そのほうは、保険料は人頭割はないですね、課長。

健康福祉課長 被用者保険、社会保険の場合は、その社員さんですね、そちらのほうは掛けら

れたらいいということになっております。

小林 博議員 したがって、人はいろんな仕事に就きますから、会社で働こうと、勤め人になって被用者保険に入ろうと、あるいは、別に国民健康保険で仕事をしようとして、そこで子育てをしようと思えば、被用者保険と国民健康保険とでは、保険料に大きな差があるということにはなりはしませんか。その点どうですか。

健康福祉課長 それぞれ保険組合ですね、社会保険にしろ、国民健康保険、いろんな保険がありますけども、その中での医療費等の必要な部分を、それぞれのやり方で徴収をされているというところではないかというふうに思っております。

小林 博議員 私が聞いておるのは、市町村の国保と、あなた方のような健康保険とでは、同じ所得で、1人で、奥さんと子ども1人、そういう世帯でよろしいよ、同じ所得であっても保険料に差があるでしょうと、国保とあなた方の保険とでは差があるでしょうということを聞いておるんです。その点、どうなんですか。

健康福祉課長 それは、社会保険、それから国民健康保険との違いはあるというふうには思っています。

小林 博議員 どれぐらいの差がありますか。

健康福祉課長 加入者1人当たりで見ますと、約1.5倍程度の違いがあるのかなというふうには思います。

小林 博議員 1.5倍というのが課長さんの話のようですが、国民健康保険は若い人であっても、この頃は若い人の働く人々の半数が非正規雇用というふうに言われる時代であります。そんな中で、国民健康保険の所得状況を見ますと、所得ゼロが約4割近く、それから年間所得100万円以下が6割を占めるという、そんな保険であります。

そこで、福崎町の場合、令和2年度の決算で1人平均、調定額9万3,700円。この額は非常に大きいというふうに思うんですね。1世帯当たりにしたら、さらに大きくなるわけですから。

この額は、現在では、姫路市、神河町、市川町、福崎町、この中播磨4市町で比較をしますと、福崎町が一番高くなっておるんじゃないですか、課長。

町 長 高いか高くないかというのは、数字を見れば分かることなので、ちょっと私、その資料があるわけではないので、高いと言われたらそうなのかもしれません、それはいろんな要因がございまして、所得が高ければ保険料も高い、そういうことも大きな要因ではないかなと思います。

小林 博議員 ここに町の出された資料があって、それを見ながら言っておりますので、間違いはありません。

言いたいのは、同じ子育てをするにしても、国民健康保険と被用者保険とでは、大きな差があるということは、子育てに不公平があるのではないかということ。日本の法治国家の下で、子育てをするにでも平等という観点が必要となるなら、やっぱり子ども均等割制度は、取りあえずやめていこうということになるのが妥当ではないのでしょうか。

国のほうでも、そちらが言っていただければいいと思うんですが、国のほうでも、来年度から若干の対策が取られようとはしておるわけですね。どうですか。

税 務 課 長 議員も冒頭述べられましたが、仮に子どもの均等割、これを減免したとして、その穴埋めの財源をどこに求めるのかという問題があるかと考えます。また、併せまして、兵庫県からの一般会計繰入金である保険基盤安定繰入金を、減免を行うことによりまして、財政的に余裕があるとみなされまして削減されるため、さらに必要財源が膨らんでまいります。現在の国保制度におきましては、既に法律に基づきまして、税金、公費で負担する部分が定まっているところに、

その穴埋めとして、さらに法定外の一般会計繰入れを実施することは、人口比率の高い国保に加入されていない町民に対して、結果として法律に基づかない負担を強いることになるため、基本的には不適切であると考えております。

そうなりますと、あとは税率を上げることで賄わなければならないとなりまして、子どものいらっしやらない加入者等の理解を得ることができるのかも論点になると考えております。

議員おっしゃいましたように、令和4年度からは、未就学児に係る均等割につきまして、その2分の1を公費で軽減する制度を国が創設いたしますが、令和2年12月に全部改定されました兵庫県国民健康保険運営方針に追記となりました制度設計の責任、権限を有する国におきまして、廃止と代替財源措置を講じていただくように、県内他市町と連携をいたしまして、要望を継続していきたい。このように考えております。

小林 博議員 兵庫県では、加西市とか赤穂市が対応しておるわけですが、加西市では、取りあえずこの決定をした2020年のときには、341世帯、589人、その費用は年間約1,600万円に上るといふふうになっておりますが、加西市の人口4万2,000人、福崎町1万9,000弱でありますから、大体その半分以下といたしました。そういう金額になるのかなというふうに概算で思うわけですが、人数はどれぐらいあるか分かりませんか。

税 務 課 長 18歳以下といたしますと、6月末現在の数字でございますが、314人となっております。

小林 博議員 それを対応しようとするれば、全額、全員に対してやるのか、部分的に段階的にやるのか、いろんなやり方があると思いますが、赤穂市は段階的であったと思いますが、そういうふうなことで、これも先ほどの問題と一緒に、この不公平は正さなければならないという観点が要るのではないかというふうに、私は訴えておるわけですが、その点どうでしょうか。

税 務 課 長 議員おっしゃっております現在の医療制度におきましては、先ほどからおっしゃっております被用者保険、それから国保などの地域保険に分かれております。国民はこの保険、5つになるんですが、いずれかに加入していることとなります。実際にどこに所属するかによりまして、保険料の負担率が異なっております。公正とは言えない部分もあると考えております。

市町村単位であった国保が都道府県単位とされたことに鑑みますと、これを契機に社会保障制度、この大きな見直しの中で、国の医療保険制度を一本化、これは大きな議論の中で出てきているお話ですが、その議論が深まること、これによりまして、この課題が解決に向かうのではないかというふうに捉えております。

小林 博議員 いずれにしても、非常に国保は収入の割合に対して高いというふうな状況、そして不公平。そういう観点を合わせるときに、この制度を実施しておるところもずっとあるというわけですから、そんなことも含めて、引き続いて、私は取り上げていくということを申し上げておきたいと思っております。

あと、次の課題に移りますが、鳥獣被害対策については、いろいろと話が出ました。ぜひですね、たくさんのお話を各地域で聞いておりますので、十分な対策を取っていただくようお願いをいたします

単なる鳥獣被害とせず、福崎町の存立の基本的な課題としての位置づけがあってもよいのではないかと思うんです。田口や板坂へ行きますと、せっかく丹精込めて育てた野菜を収穫間際にやられてしまうと、ここに住もうという意欲すらなくなってしまうというふうにおっしゃいます。そういう面では、村落存続

の危機と言ってもいいぐらいの対応でありますので、ぜひ、その面の対応をお願いしたい。

それから、その面では、集団としての対策だけではなく、個人の対策にも助成制度があってよいのではないかということ、以前に決算委員会か何かで訴えたところ、副町長は検討課題だというふうにおっしゃったように思うんですが、どうでしょうか。

町長 たしか、以前の質問で、そのようにお答えしたと思うんですが、後で農林振興課長から、町長、違いますよとって、また違う意見を聞いておりました、ちょっとどのようにお答えしていいのかよく分からないんですが、やはり鳥獣対策というのは、やっぱり広域でやらなあかんと。少なくとも集落単位でやってもらわんと、個人、一人一人でするといのは、ちょっと筋違いというんでしょうか、違うんですよというようにことをこんこんと説明をされまして、そんなのかと言って、そのときには別れたと、そういう話をしたということでございます。

なかなか、これ、難しい問題ではないかなというふうに思います。本当に田舎の方ですね、周辺部の方は、この鳥獣被害に困っておられるということは、よく私も承知しておりますので、何とかそういったところが軽減する方法がないものかということについては、今後とも、引き続き研究していかせていただきたいと、このように思います。

小林 博議員 それとも関連するわけですが、山間地域の農地と山林との境目がなくなってしまって、山林のところ非常に荒れた状況になっておるわけでございまして、県による様々な施策も、今、取り組まれてはおりますけれども、なかなか追いつきません。

森林環境譲与税などが基金として持たれておるようになりましてけれども、こういうふうなものを活用して、身近なところのそうした山林対策、あるいは農地との境目等々の整備に役立てることはできないでしょうか。

農林振興課長 森林環境譲与税基金を里山整備等に使えるかということですが、使うことは可能というふうには考えております。しかしながら、この基金の目的は、戦後、植林された杉、ヒノキ等が50年を経て、本格的な伐採の時期にあるものの、手つかずの私有人工林がたくさん存在しており、そのため伐採期に入った森林であっても、伐採後の再生林のコストが捻出できない困難な事態となっております、このような森林を何とか管理するために創設されたという目的がございます。

福崎町では、令和3年度に約400万円の基金が入ってくる予定としております。令和6年度以降には、年間600万円ぐらいが毎年入ってくるというふうに聞いておるんですけれども、まず、そういった手つかずの私有人工林の管理について、所有者に意向調査をやったり、それから、意向調査の後で、経済林というんですか、ある程度、人工林で塊があれば、経済的に成り立つところについては、そのまま森林組合にお願いする。経済的に成り立たないところについては、町が自ら支出して管理することというふうになっておりますので、そういったところについては、その環境譲与税基金を使って、町が自ら管理をすることになりますので、そういったところについては、町から森林組合等に委託をして管理していただくことになりますので、そういったものに支出すると、残りの部分でということになると思うんですけど、あまり残りの部分については期待できないというのが現状です。

ただ、集落裏の里山防災林の整備事業とか、それから、今やっております野生

動物育成林の整備事業等で、取りこぼしというんですか、そういったところが生じた場合には、その辺については柔軟に対応できないかなというような期待もしております。

以上です。

小林 博議員 時間がありませんので、次に進みますけれど、ぜひ、深刻な課題であるというのはお分かりいただけておると思いますので、可能な対応を考えてほしいというふうに思います。

次に、七種山周辺についても、多くの方々が昔からお見えになります。そういう面で、安全に七種山を楽しんでいただく、このことが必要だということをおかねてから訴えてまいりました。そんな中で、町有地もございます。町有地等の管理と利用も、また必要ではないかというふうに思うんです。荒れ放題になって、有害な動物などが、そこに発生をするというふうなことでも大変でありますので、その面での管理と利用について、今後の検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

企画財政課長 質問議員さんが言われているのは、小滝林道への三差路のところの町有地を主に言っておられるかとは思いますが、その町有地につきましては、現状は特に何も行ってないというのが現状であります。今のところ、今後も予定はしておりません。周辺環境が著しく悪化するなど、状況が変われば、草刈り等の対応を行います。

小林 博議員 ボランティア等で若干刈っていただいたりする人もあります。私の知り合いで、奥の杉のところのほこらをいつも直したり、きれいに飾ったりしてくださる方もあるわけありますので、その方とも話し合いをしながら見ておるんですけど、ぜひ、こんな面でも、町有地の管理という面だけでなく、これをどう生かすかという面も考えてほしいというふうに思っております。

次に、最後の課題に入ります。

板坂の問題については、今回、一定の前進といいますか、町の姿勢が見えてまいりました。ぜひ、これがしっかりと進んでいくように見たいと思います。

高橋の不法投棄問題についての、その後の取組について、報告をお聞きしたいと思っております。

住民生活課長 管轄であります西播磨県民局は、引き続き継続的に発生源者に対して電話催促を行っております。

7月6日に発生源者が現場に来まして、3トントラック1杯分の廃棄物の搬出を行っております。当日は県民局から2名来まして、立会いをしてもらっています。役場からは2名、高橋区長さんもお越しいただきまして、発生源者に対して、厳しい指導もしていただいております。当人は、10日後に現場の草を全部刈り取り、今後は月2回の搬出を約束すると申し立てておりました。県はそれから引き続き電話催告を行って来てはおりますが、仕事が忙しくてできないとの一辺倒で、現場は動いておらないのが現状です。

今後につきましては、次の段階の改善命令を出してもらおうよう、県には求めていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 熱海市の例にもありますように、しっかりと行政の姿勢が求められているというふうに思います。

この件については、県、町、行政の責任も、この経過表から見てあるというふうに私は思っておりますので、しっかりと行政の対応を求めておきたいというふうに思うところであります。次の機会に、また前に進んだ話をお聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

これ、行政の姿勢を示す以外にないと思いますよ、経過的にね。

それから、次に、太陽光発電のことについてお聞きいたしますが、以前に西治のところなどで問題になった、あの施設等の事後の管理は約束どおりやられておるかどうかということと、高岡方面、矢口での大型施設の建設問題などは、再燃しているのか、いないのか、お聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 西治の北ノ岡の件だと思いますが、その後、特段に地元等から苦情と申しますか、要望は入っておりません。ただ、役場のほうで、一度は太陽光の施設から土砂が流出しておりましたので、その撤去を依頼したというような経緯はございます。

それから、高岡、矢口の太陽光の計画でございますが、以前からずっと上がっておりました、大規模と申しますか、あちらのほうの計画については、現在のところ、具体的にはお聞きはしておりません。ただ、麓と申しますか、そちらにおきまして、約4,300平米の太陽光発電の計画が上がっております。これは、現在、地元集落でございます長野区、神谷区との協定書の締結に向け、協議を重ねておられるところでございます。

役場でお聞きしておりますのは、この計画は令和4年2月から発電を開始し、約20年間の事業期間を予定されているというところまでお聞きしております。以上です。

小林 博議員 西治の件については、見た目も草の問題とか、ずっと管理の問題で約束が守られているかどうかというところを気にしておりました。ぜひ、町当局のほうでも、協定を守ってもらえるように、引き続き継続して見て行ってほしいというふうに思います。

それから、矢口のほうの件については、ここの防災の点からも非常に心配な谷でありますので、ぜひ、この点についても慎重な対応を求めて、私の質問を終わります。

議 長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会5日目は、あさって9月24日金曜日、午前9時30分から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時45分